

神奈川 トラック時報



2

2026
February
VOL.799



TOPICS

- ◆ 令和8年 神奈川県トラック関係五団体共催 新年賀詞交歓会が開催されました
- ◆ スケアード・ストレイト交通安全教室及び物流出前授業を実施しました（県立荏田高等学校）
- ◆ 横浜駅・川崎駅にて大型ビジョン広告を放映しています

パソコン・スマホ版へ
簡単アクセス！



パスワードは、会員の皆様にお送りしている冊子版の「トラック時報」にてご確認ください。こちら（WEB版）には掲載しておりません。

CONTENTS

TOPICS

- 1 令和8年 神奈川県 トラック関係五団体共催 新年賀詞交歓会が開催されました
- 2 スケアード・ストレイト交通安全教室及び物流出前授業を実施しました(県立荏田高等学校)
／横浜駅・川崎駅にて大型ビジョン広告を放映しています
- 3 健診後のフォローアップセミナー・健康相談窓口を開催しました
- 4 神奈川県下のトラック運送事業における労働力実態調査結果の概要(令和7年7月期)
- 6 令和8年度税制改正に関する要望と結果(速報版)
- 8 神奈川県による大型等運転免許取得促進奨励金について
- 9 県の奨励金は神ト協の免許資格取得助成金と併用ができます

Information

- 10 令和8年度(第54回)神奈川県 トラック協会会長表彰 推薦要綱
- 13 功労者(局長・支局長)表彰の候補者推薦について
- 14 全県推薦による理事候補の希望者受付のお知らせ～令和8年度は役員改選の年です～
- 16 「自動点呼機器説明会」開催のご案内
- 17 予約制による健康診断の開催予定表(4月)
- 18 令和7年度睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナー開催のご案内
- 19 労務対策で企業を守る情報を特設ページに掲載しています。
- 20 2026年1月から「下請法」は「取直法」へ！
- 22 適性診断(初任・適齢)受診料助成のお知らせ
- 24 可搬型運転操作検査器(アクセスチェッカー・ミニ)貸出のご案内
- 25 「事業承継相談窓口」開催のご案内
- 26 タイヤゲージ使用モニター募集のお知らせ
- 27 無料法律相談のお知らせ／運送申込・書面化アプリ本格運用の開始について(全ト協)

総合安全プラン2025

- 28 ドライバー向けエコドライブ講習会開催のご案内(Gマーク加点対象)
- 30 安全教育リーダー養成講座のご案内(Gマーク加点対象)
- 31 初任運転者法定15時間オンライン研修のご案内

適正化だより

- 32 Gマーク認定取得への各種サポート実施中！
- 34 令和7年度「初任運行管理者実務研修会」開催のご案内
- 35 適正化巡回指導報告 令和7年9月分

ブロックだより

- 36 【川崎ブロック】川崎市 トラック関係6団体賀詞交歓会を開催しました
／【横浜ブロック】「重点支援地方交付金」の活用によるトラック運送業界への支援要望を行いました
- 37 【相模原ブロック】第3回ブロック運営会議を開催しました
／【県南ブロック】横須賀三浦地区・新年賀詞交歓会を開催しました
- 38 【県南ブロック】横須賀市 貨物運送事業者 燃料価格高騰等対策支援金
- 39 【県南ブロック】三浦市 令和7年度 三浦市物流に係る物価高騰対策事業

青年部会だより

- 40 神ト協青年部会 2025年度卒業生一覧
／(一社)神奈川県 トラック協会青年部会 入会のご案内

NEWS BOX

- 41 今後の主な会議・行事予定／新規入会／県内の交通事故／交通事故死者数ワースト3
／一般貨物自動車運送事業用車両(トレーラーを除く)の推移
- 42 社労士百科／もってけ カナちゃん／月間ベストセラーズ

神貨協連情報

- 43 電解水素水整水器「TRIM ION Refine」会員限定特別価格販売のお知らせ
- 44 フォークリフト講習等 資格取得のご案内(令和8年2月～3月)
- 45 労働安全衛生法改正の主なポイント
- 46 労災死亡事故が5件発生しています。
- 47 令和7年 署別・業種別労働災害発生状況

広告

- 48 神奈川県自動車交通共済協同組合

TOPICS

01

令和8年 神奈川県トラック関係五団体共催 新年賀詞交歓会が開催されました

一般社団法人神奈川県トラック協会・神奈川県トラック政治連盟・神奈川県貨物自動車事業協同組合連合会・神奈川県自動車交通共済協同組合・陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部の五団体が共催する令和8年新年賀詞交歓会が1月16日(金)14時より横浜ベイシェラトンホテルにおいて、ご来賓並びに会員事業者等、400名を超える方々にご出席いただき開催されました。



挨拶をする吉田会長

賀詞交歓会は神貨協連飯沼会長の開会のことばで始まり、主催者を代表して神ト協吉田会長より「今年のキャッチフレーズは『あたりまえを、変えるとき。』」としたが、物流コストの転嫁が進まない、かつての当たり前を打破し、常識を変えていくことが必要と考えている。皆様においては、交通事故・労災事故の防止、昨年制定された新たな法律の下での経営環境の変革、選挙での投票等にご協力いただきたい」との挨拶がありました。

祝辞を述べられる
神奈川県黒岩知事祝辞を述べられる
赤間国家公安委員長

続いて、ご来賓を代表して神奈川県黒岩知事よりご祝辞をいただき、「吉田会長のお言葉にもあった『あたりまえ』という言葉は非常に重要なものと考えている。注文をすれば翌日に物が届くという『あたりまえ』の背景には皆様が一生懸命物を運んでいるという事実がある。神奈川県としても、この『あたりまえ』が続くようサポートして参りたい。」とのお言葉をいただきました。

続いて、赤間国家公安委員長より「現在、運送業界は法整備を含め、大きく環境が変わりつつあるものと考えているが、社会の変化に伴って業界が進化し続けることができるよう、皆様と連携しながら後押ししていきたい。」と述べられました。

続いて、関東運輸局藤田局長より、「適正原価の設定に向け、全事業者の方々に書面調査を依頼している。正確なデータに基づいた原価を定めるため、確実な提出にご協力いただきたい。軽油引取税暫定税率については、本年4月より廃止されることとなつたが、この廃止に伴い、不当な運賃の引下げが起きないよう、荷主に対して要請文書の発出をしている。皆様が安心して経営改善に取り組める環境を作っていく。」と述べられました。

最後に、神奈川労働局児屋野局長より、「運送業界においては、労働環境や人手不足の課題があると認識している。業界を取り巻く課題の解決には、関係者の理解や協力が必要不可欠であるため、吉田会長のお言葉にあった労働災害の防止を含め、皆様のご協力を賜りながら課題解決を推進して参りたい。」と述べられました。

また、ご来賓の関東運輸局 佐藤自動車交通部長、神奈川運輸支局 柳瀬支局長、神奈川労働局 荒木労働基準部長の紹介がなされた後、ご出席の各政党的国会議員並びに県会議員等の紹介がなされ、ご祝辞を頂戴しました。

その後、神ト協藤木副会長からご挨拶と乾杯のご発声をいただき、祝宴に入りました。



慶祝金贈呈 黄綬褒章



慶祝金贈呈 大臣表彰

祝宴中には、昨年、黄綬褒章を受章された丸五運輸(株)阿部誠一郎様、互興運輸(株)徳橋三郎様、国土交通大臣功労者表彰を受賞された川崎運送(株)高橋浩治様、内外液輸(株)伊藤保義様、国土交通大臣運輸者表彰を受賞された(有)三原運輸商事 嘉代昇様の代理で三原輝美様に対し、各団体より慶祝金が贈呈されました。

最後に、神交共高橋理事長の中締めで、大変盛況の内に閉会となりました。

02

TOPICS

スケアード・ストレイト交通安全教室及び物流出前授業を実施しました（県立荏田高等学校）

12月17日(水)県立荏田高等学校において物流出前授業及びスタントマンによるスケアード・ストレイト方式の交通安全教室が開催されました。物流出前授業は、物流業界の魅力を発信することを目的とした授業をオンライン配信にて、動画視聴や自然災害時の緊急物資輸送、運転免許制度、トラックの死角や、車両性能等についての説明に大変興味を持っていただきました。交通安全教室では、生徒や先生も交通安全・事故の危険性について熱心に聴講されました。



03

TOPICS

横浜駅・川崎駅にて大型ビジョン広告を放映しています

当協会では、HP公開中の動画「あたりまえを、あたりまえに」を横浜駅東口そごう前大型ビジョン、川崎駅アゼリア大型ビジョンにて放映しています。

放映期間は、令和7年12月25日(木)から令和8年2月22日(日)までとなっております。

多くの方が行き交う駅前空間での発信を通じて、物流の重要性への理解促進を図ります。

お近くへお越しの際は是非ご覧ください。



横浜駅東ロビビジョン（地下1階 そごう入口右）



川崎駅アゼリアビジョン（エスカレーター・階段付近）

TOPICS

04

健診後のフォローアップセミナー・健康相談窓口を開催しました

5月22日(木) トラック総合会館、7月17日(木)・11月6日(木) 神奈川工科大学ITエクステンションセンター、9月11日(木) 加瀬ビル新横浜ホールにて、健診後のフォローアップセミナー・健康相談窓口を開催しました。当日は、渡辺哲先生（神奈川産業保健総合支援センター所長）が産業医としてセミナー講師及び相談員となっていました。セミナー及び相談窓口では健康診断結果の見方やフォローアップ方法等について講演とアドバイスがされました。

なお、渡辺先生より生活習慣病（メタボリックシンドローム）に関するコラムをご執筆いただきましたので、ご参考にしてください。



●メタボリックシンドローム、気になっていませんか？●

メタボリックシンドローム（通称メタボ）とは、**内臓脂肪型肥満に高血圧・脂質異常・高血糖**が重なった状態のことをいいます。

働き盛りの世代に多く、**自覚症状がほとんどないまま進行**するのが特徴です。しかし、放置すると**心筋梗塞や脳卒中、糖尿病**など、将来の大きな病気につながるおそれがあります。

だからこそ、早めの対策が大切です。

まずは「体重を少し減らす」ことから

メタボ治療の要点は、原因となる内臓脂肪を減らすことです。その治療の基本となるのが、**生活習慣の見直し**です。

特に重要なのが「食事」と「運動」です。

食事のポイント

- 食べ過ぎに注意する
- 揚げ物や甘い飲み物は控えめに
- 野菜・魚を意識してとる
- 夜遅い食事や早食いを避ける

体重を3～5%減らすだけでも、血圧や血糖値が改善すると言われています。無理な食事制限ではなく、できることから少しづつ取り組みましょう。

忙しくてもできる運動習慣

内臓脂肪を減らすには、**ウォーキングなどの有酸素運動**が効果的です。

- 通勤時に一駅分歩く
- エレベーターより階段を使う

- 座る時間を減らす

- 休日に少し長めの散歩をする

など、**日常の中で体を動かす工夫**から始めましょう。

目安は、**週に合計150分程度の有酸素運動**です。

生活全体を見直すことも大切

- 禁煙を心がける
- 飲酒は適量を意識する（日本酒換算で1日1合未満）
- 睡眠をしっかりとる
- ストレスをため込まない

生活習慣の改善だけで十分な効果が得られない場合は、医師の判断で血圧・血糖・脂質を下げる薬が使われることもあります。

健診結果を、次の一步に

定期健診の結果は、**将来の健康への大切なヒント**です。

「今は大丈夫」ではなく、「**今から少し意識する**ことが、10年後の健康を守ります。

できることから、今日から始めてみましょう。

TOPICS

神奈川県下のトラック運送事業における労働力実態調査結果の概要（令和7年7月期）

- 回答事業者の65.2%が労働力不足を実感（前年同期64.6%）。
※具体的な不足人数を回答した事業者の割合
- 「現在の人員に対する不足人数の割合」は、全体で6.4%（前年同期7.8%）、ドライバーでは6.3%（前年同期8.3%）とそれぞれ前年同期より改善した。
- 所定外労働時間が月間80時間以上のドライバーを「不足」としてみた場合、不足人數の割合は2.4%（ドライバー100人に対して7.0人不足との換算。前年同期11.0%）と前年同期より改善した。
- ドライバー不足のため「輸送や作業を断っている」と回答した事業者は48.2%（前回46.2%）と前回より2.0ポイント増。
- 自由回答では労働時間の制約が課される中、ドライバー確保のための賃金水準向上、そのための業界全体における適正な運賃収受と運賃水準向上の必要性があげられた。

本調査は、令和7年7月期における神奈川県内のトラック運送事業の労働力不足の実態を調査したものであり、配布した会員事業者2,162社のうち477事業者から回答を得た結果である。

■労働力の不足状況

- 労働力の不足感（回答者の主觀）として、具体的な不足人數を回答した事業者の割合は65.2%（前年同期64.6%）。
- 「現在の人員に対する不足人数の割合」は、全体で6.4%（前年同期7.8%）。ドライバーの不足人數の割合は6.3%（前年同期8.3%）とともに改善。1~10両保有の事業者で最も高く17.9%、業態別（一般を除く）では、食品、重量鉄鋼等で高い。
- 所定外労働時間が月間80時間以上のドライバーを「不足」としてみた場合、不足人員の割合は2.4%（前年同期11.0%）。

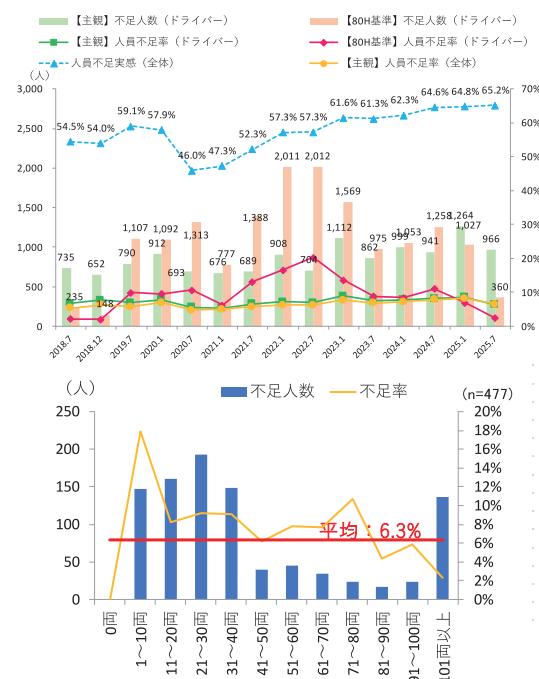
《参考》ドライバーの不足人數の推計

- 神奈川県トラック協会の会員事業者全体におけるドライバーの不足人數を推計すると、主觀で約4828.3人（前年同期約4942.6人）が不足。所定外労働時間月間80時間以上を不足としてみた場合は、約1976.5人（前年同期約7853.8人）が不足。（※協会の会員情報をもとに母集団推計）

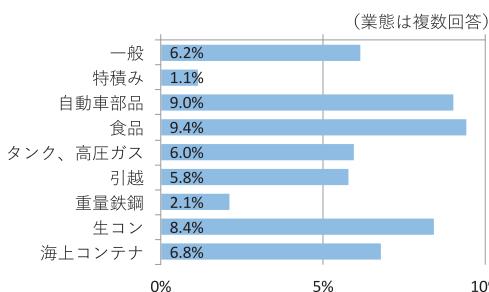
■安全性優良事業所（Gマーク）取得状況

- 回答事業者477社のうち、172社がGマークを取得しており、取得率は36.1%となった（前年同期39.1%）。保有車両台数別では、91~100両保有の事業者が80.0%であったほか、61~70両の事業者が77.8%と高かった。

【ドライバー不足人數と人員不足率の推移】



【ドライバーの不足指数（業態別）】



■ドライバー不足への現場の対応

○ドライバー不足に対する現場対応は、「備車や下請けで対応」(59.7%)が最も多く、次いで「輸送や作業を断っている」(48.2%)が第2位。早出・残業による対応、他職種と休日出勤は減少した。

■所定外労働時間を抑えるための対応

○所定労働時間を抑えるための対応は、「荷待ち時間の短縮・削減」(60.0%)が最多。「荷役作業の改善（軽減・削減等）」が第2位。

■新規労働力確保のために必要な対策

○自社あるいは個々の事業者として、必要あるいは効果的と考えられる対策は、「賃金水準の向上」(85.5%)、「労働時間の短縮」(49.1%)、「福利厚生の充実」(42.1%)など労働条件の改善が上位に。

■免許制度改正後の若年層ドライバー採用に対する考え方

○免許制度の改正を受け、「若年層を積極的に採用していきたい」とする事業者は41.3%と、若年層の積極的な採用意向がみられる。

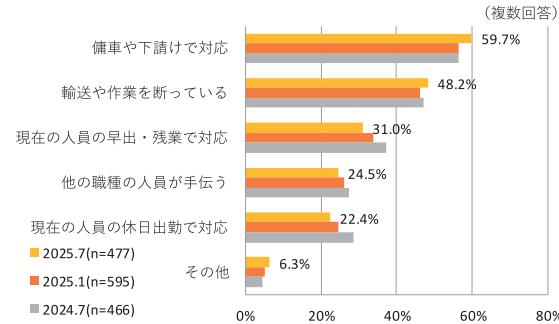
■直近1年間で採用したドライバーの年齢構成

○前回に引き続き今回も50歳代(36.5%)が最も多く、40歳代が第2位、60歳代以上が第3位。新卒を含む未経験者がドライバーになるのは10歳代で最も高く、30歳代以降は約30%~40%。

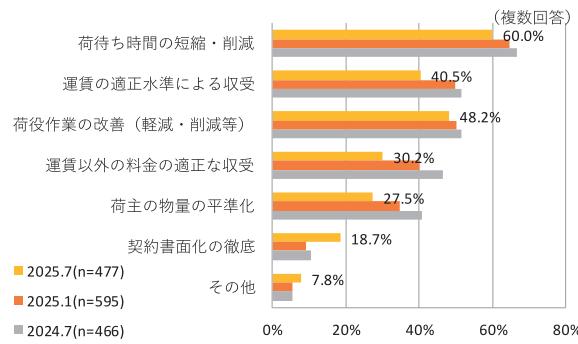
■労働力の確保に向けた意見、要望等

- ・労働時間、残業時間の短縮は新卒者を呼び込むには良いが運送業界全体で考えるとなり手不足を加速させている。
- ・行政やトラック協会には、業界のイメージアップのほか、荷主に対して適正な運賃や荷待ち時間、荷役作業の軽減などを働きかけてほしい。
- ・業界の合同面接会の開催、ドライバー育成のための講習や教育機関設立に関する要望等。

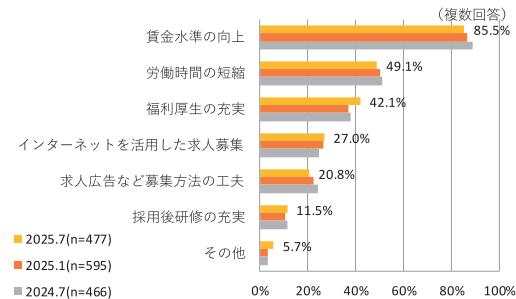
【ドライバー不足への現場の対応】



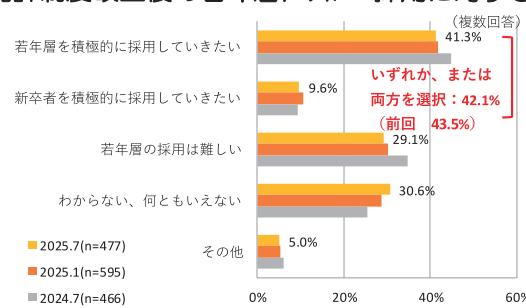
【所定外労働時間を抑えるための対応】



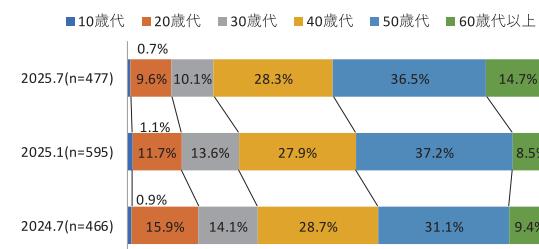
【新規労働力確保のために必要な対策】 《自社／事業者》



【免許制度改正後の若年層ドライバー採用に対する考え方】



【直近1年間で採用したドライバーの年齢構成】





令和8年度税制改正に関する要望と結果(速報版)

12月19日に「令和8年度与党税制改正大綱」が発表されたことを受け、全ト協にて「令和8年度税制改正に関する要望と結果」(速報版)がまとめられました。

下記のとおり、軽油引取税の当分の間税率が廃止(令和8年4月1日)されることや自動車税環境性能割の廃止(令和8年3月31日)、各種特例措置の適用期限の延長等が盛り込まれました。

「令和8年度与党税制改正大綱」につきましては、下記の自民党ホームページにおいてダウンロードすることが可能ですので、ご参考までにお知らせいたします。

○令和8年度与党税制改正大綱

自由民主党ホームページ ホーム > ニュース > 政策 > 令和8年度税制改正大綱

https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/212129_1.pdf

要望事項	令和8年度与党税制改正大綱の内容
●税制改正関連要望事項	
1. 自動車関係諸税の簡素化・軽減等	
(1) 軽油引取税の暫定税率廃止	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年11月5日の自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、公明党及び日本共産党的6党間での合意に基づき、軽油引取税の当分の間税率を令和8年4月1日に廃止するとされた。
(2) 自動車関係諸税の簡素化・軽減等	<ul style="list-style-type: none"> 自動車関係諸税の見直しについては、「日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。(中略)自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく。その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえるとの考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う」とされた。 令和10年度以後における自動車税のあり方については、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和9年度税制改正において結論を得るとされた。その際、以下の点に留意するものとされた。
(3) 走行距離課税の導入反対	<ul style="list-style-type: none"> 走行距離課税については、導入されなかった。

要望事項	令和8年度与党税制改正大綱の内容
(4) 運輸事業振興助成交付金制度の継続	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年12月26日に総務省が公表した「令和8年度地方財政対策」において、運輸事業振興助成交付金に係る経費について、現行と同等の地方財政措置を講ずることとされた。 運輸事業振興助成法の一部改正案が令和7年12月15日に衆議院に提出され、令和8年の通常国会において、成立を目指すこととされた。
(5) 自動車重量税のエコカー減税の延長	<ul style="list-style-type: none"> 自動車重量税のエコカー減税については、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を引き上げた上で2年延長することとされた。その際、令和9年5月の引き上げに際しては、激変緩和措置を講ずることとされた。
(6) 自動車重量税のASV（先進安全自動車）特例措置の延長・拡充	<ul style="list-style-type: none"> 側方衝突警報装置等を装備した貨物自動車等に係る自動車重量税率の特例措置の適用期限を令和10年8月31日まで延長することとされた。
(7) 自動車税環境性能割特例措置の延長	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税環境性能割は、令和8年3月31日をもって廃止することとされた。
(8) 自動車税種別割のグリーン化特例の延長	<ul style="list-style-type: none"> 適用期限が2年延長することとされた。
(9) 自動車関係諸税における営自格差の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 営業用車両及びバス、トラック等の車両の取扱いについては、「これらの車両が地域公共交通、物流等の分野において果たしている公共的な役割の重要性や、それを十分に考慮した営自格差等を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る。」とされた。 燃料電池自動車及び天然ガス自動車に係る同様の負担のあり方については、今後、検討することとされた。
2. 特例措置の延長	
(1) 少額資産即時償却の延長	<ul style="list-style-type: none"> 適用要件を見直した上で、適用期限が3年延長することとされた。
(2) 地方拠点強化税制の延長	<ul style="list-style-type: none"> 適用要件を見直した上で、適用期限が2年延長することとされた。
3. その他税制に係る要望	
(1) トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の軽減措置の適用については、認められなかった。
(2) 自動車重量税の道路特定財源化	<ul style="list-style-type: none"> 自動車重量税の道路特定財源化については、認められなかった。
(3) 物流拠点の特例措置の適用	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について見直しを行った上で、適用期限が2年延長することとされた。

06

TOPICS

神奈川県による大型等運転免許取得促進奨励金について

神奈川県による大型等運転免許取得促進奨励金が令和7年6月23日(月)より申請開始となつておりますので情報展開をさせていただきます。

なお、詳細につきましては県ホームページよりご確認ください。

<概要>

交付対象者	従業員の運転免許取得にかかる経費を負担した県内中小貨物自動車運送事業者 ※代表者の運転免許取得にかかる経費は対象外となります。
奨励金 交付上限額	<ul style="list-style-type: none"> ○大型一種免許 (従前所持免許が<u>中型一種・二種以外</u>) 従業員1人あたり 上限150,000円 ○大型一種免許 (従前所持免許が<u>中型一種・二種に限る</u>) 従業員1人あたり 上限120,000円 ○中型一種免許 従業員1人あたり 上限90,000円 ○準中型免許 従業員1人あたり 上限50,000円 ○けん引免許 従業員1人あたり 上限80,000円 <p>※1事業者あたりの上限額はございません。 ※詳細は神奈川県作成の手引きをご確認ください。</p>
対象期間	<p>令和7年2月12日以降に自動車教習所に入校し、令和8年2月13日の申請期限に間に合うものが対象となります。<u>(教習所は県内・県外を問いません)</u> <u>※神ト協助成の対象期間と異なりますのでご注意ください。</u></p> <p>※申請期限前であっても申請金額が予算の範囲を超えた日をもって受付終了となりますのでご注意ください。</p>
その他	<p><u>神奈川県内に本店又は主たる事務所がある法人が対象</u>となります。 他県本社は対象となりませんのでご注意ください。</p>

申請期限



令和8年2月13日金

※予算の範囲内で交付するものであり、申請期限前でも申請金額が予算の範囲を超えた日をもって受付終了とします。

お問い合わせ先

神奈川県 大型等運転免許取得促進奨励金事務局

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館8階

電話 03-6403-1075 (受付時間:平日 9:00~17:00)

詳しくは、 [神奈川県 大型 奨励金](#)

検索



本奨励金は、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した事業です。

TOPICS

07

県の奨励金は神ト協の免許資格取得助成金と併用ができます

県の奨励金は他団体の助成等併用して申請することができます。

教習所へ支払った費用（免許取得費用）から当該助成額を除いた額が奨励金の対象経費となります。そのため、その場合には書類が必要になります。

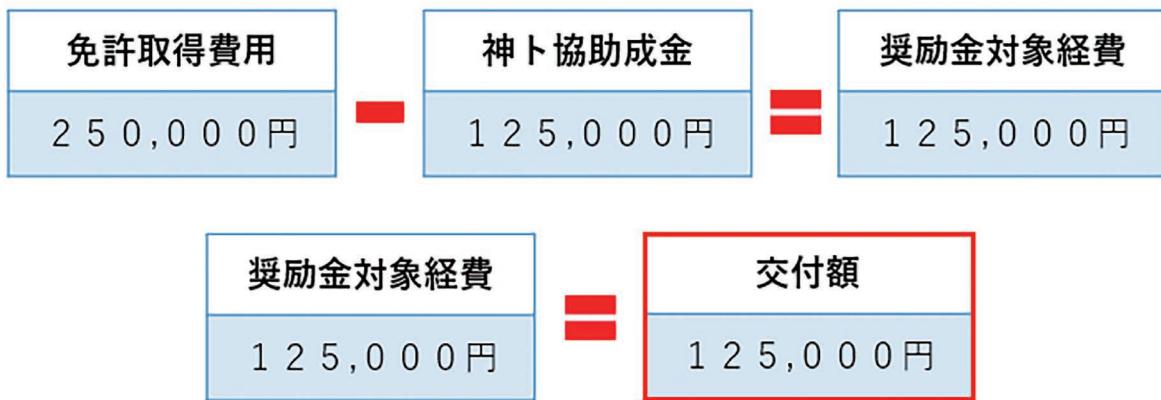
交付済の場合「交付決定通知書」、申請予定及び申請中の場合「交付申請書の写し」等の提出が必要となります。詳細につきましては県のホームページよりご確認ください。

参考 従前所持免許が中型一種・二種以外で、大型免許を取得した場合

下記の場合は、奨励金対象経費が250,000円となりますので、従前に所持している免許と照らし合わせた上で、交付上限額の150,000円まで申請することができます。



下記の場合は、奨励金対象経費が125,000円となりますので、従前に所持している免許と照らし合わせた上で、奨励金の対象経費が交付上限金額を下回る場合は、その金額まで申請することができます。



TOPICS

令和8年度（第54回） 神奈川県トラック協会会長表彰 推薦要綱

■問合せ先 総務部 総務広報課 谷原・今野 TEL 045-471-5511

令和8年度（第54回）神奈川県トラック協会会長表彰が本年も行われます。推薦の対象となる表彰者は、当協会会員事業所の役員または従業員及び運転者が対象となります。表彰者には、感謝状または表彰状が贈られます。以下の資格要件に該当する会員事業所の方は、是非ともご推薦くださるようお願いいたします。

○被表彰者の資格要件

<役員>

協会会員事業所の役員として15年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な者。

<従業員(運転者以外の中間管理職等従業員)>

従業員として15年以上勤務し、その功績が顕著な者。

<運転者>

営業用の運転者として10年以上勤務し、成績優秀であって所属する事業所に5年以上引き続き勤務している者。

*年数計算の基準日：令和8年5月31日

○推薦書の提出について

①期限 令和8年3月19日(木)厳守
 ②提出先 本部総務広報課または各サービスセンター
 ③推薦書 神ト協HP会員専用ページの表彰関係からダウンロードしていただき、次ページ以降の表彰推薦書（役員または従業員・運転者）をコピーしてください。（1名につき推薦書1枚が必要です）なお、従業員・運転者につきましては、1社につき最大8名までのご推薦となります。

例

(様式 1)	
<input type="checkbox"/> 神ト協会長表彰 役員用	
役員表彰推薦書	
事業の役員歴 16年2ヶ月	
現住所 (〒〇〇〇-XXXX) 神奈川県横浜市港北区新横浜〇-×-一 姓 名 神奈川 太郎	
生年月日 1962年10月9日生 (63歳)	
所属事業者名	
所在地 横浜市中区新山下〇〇××	
名 称 ○×運送株式会社	
代表者 神奈川太郎	
主な職歴等	
1983年 4月 1日 ○×運送株式会社入社	
2010年 4月 1日 代表取締役就任 現在に至る	
年 月 日	
就体役員歴	
年 月 日	
年 月 日	
表彰関係受賞歴・その他 参考となる事項	
年 月 日	
年 月 日	

例

(様式 2)	
<input type="checkbox"/> 神ト協会長表彰 従業員用	
<input checked="" type="checkbox"/> 神ト協会長表彰 運転者用	
従業員・運転者表彰推薦書	
□ 営業年数 年 ヶ月	
□ 運転歴 3年 2ヶ月	
(営業用の運転歴を記入)	
現住所 (〒〇〇〇-XXXX) 神奈川県横浜市川崎区〇〇〇 姓 名 横浜 次郎	
生年月日 1966年 4月 12日生 (60歳)	
所属事業者名	
所在地 横浜市中区新山下〇〇××	
名 称 ○×運送株式会社	
代表者 神奈川太郎	
推薦順位	
(一事業所にて複数名推薦の場合は、必ず推薦順位をご記入ください) 1 1 1	
主な職歴等	
1987年 4月 1日 ○×運送株式会社入社 以後ドライバーとして現在に至る	
年 月 日	
年 月 日	
表彰関係受賞歴・その他 参考となる事項	
2021年 2月 1日 全ト協優秀運転者認定にて銀賞受賞	
年 月 日	

Information

(様式 1)

神ト協会長表彰 役員用

役員表彰推薦書

事業の役員歴 年 ケ月

現住所(〒　　-　　)

ふり　がな
氏名

生年月日 年 月 日生(歳)

所属事業者名

所在地

名称

印

代表者

主な職歴等

年 月 日

年 月 日

年 月 日

団体役員歴

年 月 日

年 月 日

表彰関係受賞歴・その他 参考となる事項

年 月 日

年 月 日

Information

Information

(様式 2)

- 神ト協会長表彰 従業員用
 神ト協会長表彰 運転者用

従業員・運転者表彰推薦書

- 従事年数 年ヶ月
 運転歴 年ヶ月
 (営業用の運転歴を記入)

現住所(〒―――)

ふりがな
氏名

生年月日 年 月 日 生(歳)

所属事業者名

所在地

名称

印

代表者

推薦順位

(一事業所にて複数名推薦の場合は、必ず推薦順位をご記入ください) []

主な職歴等

年 月 日

年 月 日

年 月 日

表彰関係受賞歴・その他 参考となる事項

年 月 日

年 月 日

功労者（局長・支局長）表彰の候補者推薦について

■問合せ先 総務部 総務広報課 担当：佐野 TEL 045-471-5511

功労者（局長）表彰の候補者推薦について	功労者（支局長）表彰の候補者推薦について
<p>貨物自動車運送事業陸運関係功労者（関東運輸局長）表彰の推薦が本年も行われます。この表彰は、事業用自動車の役員を対象に行われているものです。</p> <p>貴事業所に下記の資格要件を満たす役員の方がおられましたら、是非ともご推薦くださるようお願いいたします。</p> <p>＜資格要件＞</p> <p>※年数計算の基準日 令和8年6月1日</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 運輸支局長表彰を受けた者。 2. 事業に従事する者で35年以上に亘って事業に精励し、そのうち当該事業又は事業団体の役員年数が10年以上の者で功績が顕著な53歳以上の方。 もしくは、事業の役員として18年以上、または、事業者団体の役員として15年以上の者であって、その功績が顕著な年齢53歳以上の方。 3. 3年以上無事故・無違反であること <p>＜提出書類＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 功績調書 ② 履歴書 ③ 戸籍抄本（本書） ④ 無事故・無違反証明書（本書） ⑤ 自認書 ⑥ 会社の規模及び事業概況等調書 ⑦ 団体の規模 ⑧ 支局長表彰の賞状の写し <p>※提出書類並びにご不明な点は、担当までご連絡ください。</p> <p>＜推薦締切日＞</p> <p>令和8年2月20日（金）必着</p> <p>＜提出先＞</p> <p>〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-13-4 神交共ビル4階 (一社)神奈川県トラック協会 総務部 総務広報課 佐野</p>	<p>貨物自動車運送事業陸運関係功労者（神奈川運輸支局長）表彰の推薦が本年も行われます。</p> <p>この表彰は、事業用自動車の役員を対象に行われているものです。</p> <p>貴事業者の下記の資格要件を満たす役員の方がおられましたら、是非ともご推薦くださるようお願いいたします。</p> <p>＜資格要件＞</p> <p>※年数計算の基準日 令和8年6月1日</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 神ト協会長表彰を受けた者。 2. 事業に従事する者で30年以上に亘って事業に精励し、そのうち当該事業又は事業団体の役員年数が5年以上の者で功績が顕著な50歳以上の方。 もしくは、事業の役員として15年以上、または、事業者団体の役員として12年以上の者であって、その功績が顕著な年齢50歳以上の方。 3. 3年以上無事故・無違反であること <p>＜提出書類＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 功績調書 ② 履歴書 ③ 戸籍抄本（本書） ④ 無事故・無違反証明書（本書） ⑤ 自認書 ⑥ 会社の規模及び事業概況等調書 ⑦ 団体の規模 ⑧ 協会長表彰の賞状の写し <p>※提出書類並びにご不明な点は、担当までご連絡ください。</p> <p>＜推薦締切日＞</p> <p>令和8年3月25日（水）必着</p> <p>＜提出先＞</p> <p>〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-13-4 神交共ビル4階 (一社)神奈川県トラック協会 総務部 総務広報課 佐野</p>

全県推薦による理事候補の希望者受付のお知らせ

～令和8年度は役員改選の年です～

当協会では、会員の皆様が当協会の理事として活躍できる機会を均等にするため、従来の各ブロックからの推薦による方法と併せて、会員の指定代表者が自ら理事候補となる事を希望する場合の方法として、理事会が候補者を選定する『全県推薦』による理事の選出方法を採用しております。

全県推薦により理事候補となる事を希望する方は下記によりお申し込みください。

1. 全県推薦による理事候補定数

当協会理事（会員外理事を除く）総数60名の内 3名

2. 選任された理事の任期

令和8年度通常総会の日より令和10年度通常総会終結時まで

3. 全県推薦による理事候補を希望する者の条件

- ①役員改選年の前年（令和7年）10月1日時点で、当協会の指定代表者として届のある者。
- ②当協会会員の指定代表者20社以上の推薦が受けられる者。
- ③全県推薦申出日において会費滞納がない者。

4. 全県推薦による理事候補を希望する者の手続き

所定の期日までに当協会会長あてに必要書類を届け出てください。

5. 必要書類

- ①全県推薦による理事候補を希望する旨の届出書（様式1）
- ②全県推薦による理事候補を希望する者に関する推薦書（様式2）
- ③自認書

※一般社団法人神奈川県 トラック協会本部事務局へご請求ください。

6. 受付期間

令和8年2月13日(金)～令和8年3月13日(金)

※土曜日・日曜日・休日を除く

午前9時～午後5時

7. 受付場所・方法

必要書類を一般社団法人神奈川県 トラック協会 本部窓口へご持参ください。

8. お問い合わせ・提出先

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-13-4 神交共ビル4階

(一社)神奈川県 トラック協会 総務部

電話 045-471-5511

◎役員選任方法

役員（理事）改選では、各ブロックから推薦された候補者と全県推薦を希望された方を対象として、理事会にて理事候補を選定の上、通常総会（令和8年6月予定）の承認をもって決定します。

※全県推薦による候補者の選定は次による所とします。

- ①全県推薦による理事候補を希望する者が全県推薦枠数を超えない場合は、全員を理事候補者とします。
- ②全県推薦による理事候補を希望する者が全県推薦枠数を超えた場合は、別途期間を定めて推薦人の追加を行い、推薦人の多い順に理事候補者を選定します。推薦人の数が同数の場合は当事者間によるくじ引きにより理事候補者を選定します。

※推薦者に関する留意事項

- ①会員は複数の理事候補者の推薦はできません。複数の推薦が確認された場合は当該推薦数から除外します。
- ②会員は推薦した候補者がブロック推薦による候補者となった場合、若しくは辞退した場合は、他の候補者の推薦をすることが出来ます。

※全県推薦による候補者、及び推薦者、並びにブロック推薦による候補者については、氏名及び会社名を当協会ホームページに掲載いたします。

- ①全県推薦による候補者、及び推薦者についての掲載は、協会で受付した翌日（土曜日・日曜日・休日を除く）の午前10時以降に行います。
- ②ブロック推薦による候補者については、ブロック推薦の締め切り日の翌日（土曜日・日曜日・休日を除く）の午前10時以降に行います。

※詳細については、当協会HP掲載の『理事・監事の選任に関する規則』、『全県推薦による理事候補者推薦に関する規則』をご覧ください。

当協会では、会員の中から選ばれた理事（会員外理事除く）によって事業運営が図られています。

現在の理事は令和8年度の通常総会開催日をもって任期が満了となり、今回の改選によって選ばれる理事の任期は2年間となります。会員の皆様におかれましては、当協会の理事改選についてのご理解と、今回の理事改選が円滑に行われますようご協力をお願い申し上げます。

「自動点呼機器説明会」開催のご案内

■問合せ先 事業部 業務課 TEL 045-471-8882

神ト協では、中小トラック運送事業者における情報化推進による生産性の向上の実現を支援すべく、経営改善事業の一環として自動点呼機器を取り巻く環境や活用事例を紹介する標記説明会を神貨協連と共に開催します。

つきましては、参加ご希望の方は、下記の申込書にご記入の上、FAXにて開催日の1週間前までにお申し込みください。

1. 日時及び場所

日 時	場 所	定 員
令和8年3月5日(木) 13時30分～15時30分	あつぎ市民交流プラザ 7階 (厚木市中町2-12-15：アミュー厚木内)	60名

※定員数に達した場合はお断りさせていただく可能性があります。

2. 対象者 神ト協会員事業者並びに神貨協連所属組合の組合員

3. 内 容

第1部 「自動点呼機器を取り巻く最近の状況について」

講師 日本貨物運送協同組合連合会 担当者

第2部 「自動点呼機器（点呼+、AI点呼システムTM）」の紹介

講師 (株)ナブアシスト 及び (株)NPシステム開発 担当者

① 「自動点呼機器」機能概要

② 「自動点呼機器」運用イメージ

③ 「自動点呼機器」の拡張性について（点呼のデモンストレーション含む）

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

事業部 業務課 宛 (FAX 045-471-9055)

令和 年 月 日

※個人情報については、研修会以外の目的には使用しません。情報等については厳重に管理します。

※当日は本申込書をお持ちください。（当日の参加証になります）

「自動点呼機器説明会」参加申込書

受 講 者 名		会 員 番 号	
会 社 名			
T E L	F A X		

予約制による健康診断の開催予定表(4月)

■問合せ先 事業部 SC統括課 TEL 045-471-8882

(一社)神奈川県トラック協会では、下記の日程にて健康診断を計画しております。

申し込みは、神ト協HPから申込書をダウンロードしていただくか、下記日程表の案内に記載されているサービスセンターへご連絡していただければご案内いたします。

※年間の開催予定については神ト協HPに掲載しておりますのでご活用ください。

※会場によっては申し込みが終了している可能性があることをご了承ください。

※既に申し込みが終了している会場は掲載を省略しております。

【申込／○は予約可能・-は予約準備中（今しばらくお待ちください）】

令和8年1月21日現在

日 時	会 場	住 所	定員	医療機関	申込	案内
4月	上旬	金沢産業振興センター	横浜市金沢区福浦1-5-2	-	清水橋クリニック	-
	上旬	小田原卸商業団地協同組合	小田原市鬼柳172-9	-	清水橋クリニック	-
	上旬	協同組合アツリュウ	厚木市長沼235	-	さわやかクリニック	-
	中旬	金沢産業振興センター	横浜市金沢区福浦1-5-2	-	清水橋クリニック	-
	中旬	小田原卸商業団地協同組合	小田原市鬼柳172-9	-	清水橋クリニック	-
	中旬	綾瀬市オーエンス文化会館	綾瀬市深谷中1-3-1	-	湘南健康管理センター	-
	中旬	協同組合アツリュウ	厚木市長沼235	-	さわやかクリニック	-
	中旬	金沢産業振興センター	横浜市金沢区福浦1-5-2	-	清水橋クリニック	-
	下旬	北相貨物自動車協同組合	愛甲郡愛川町中津4077-3	-	さわやかクリニック	-
	下旬	綾瀬市オーエンス文化会館	綾瀬市深谷中1-3-1	-	湘南健康管理センター	-
	下旬	横浜市泉公会堂	横浜市泉区和泉中央北5-1-1	-	清水橋クリニック	-
	下旬	北相貨物自動車協同組合	愛甲郡愛川町中津4077-3	-	さわやかクリニック	-

清水橋クリニックは「予約システム」
[\(https://select-type.com/p/shimizubashi-kta/\)](https://select-type.com/p/shimizubashi-kta/)にて行います。
 操作方法が分からない場合はお問合せください。TEL045-847-5533



【サービスセンター連絡先】

川崎SC : TEL044-544-2217
 県南SC : TEL0466-52-7502

横浜SC : TEL045-471-8884
 県央SC : TEL046-281-7704

相模原SC : TEL046-285-1919

参考：神ト協のHPに、日曜日に受診可能な医療機関及び巡回型健診が対応可能な医療機関などの紹介をしております。詳しくは[トップページ](#)→[健康診断の開催予定／健康診断実施機関一覧](#)をご覧ください。

令和7年度睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策セミナー 開催のご案内

■問合せ先 事業部 SC統括課 TEL 045-471-8882

ドライバーの健康と安全を確保していくうえで喫緊の課題である「睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策」について、取り組み状況に合わせたオンラインセミナーを実施します。

1. 主 催 全日本トラック協会
2. セミナー講師 NPO法人ヘルスケアネットワーク
3. 内 容
 - 《ステップ1》・これから始めるSAS対策
 - 《ステップ2》・医療機関のかかり方から治療まで
 - 《ステップ3》・効果的なSAS対策の進め方

※説明の重点をマークで表示しています

講演内容	ステップ1	ステップ2	ステップ3
SASを疾病として解説し、その症状を述べる	○	△	×
全ト協事業としての、SASスクリーニング検査を解説	○	×	×
事故・病気との関連性	○	○	×
精密検査から治療法	○	○	△
医療機関の選び方から受診継続について	×	○	○
社内のルールづくり（社内規定作成等）	○	○	○
治療継続の手法と管理体制	×	○	○
有効な活用と管理方法（定期健康診断・NAVI）との兼ね合い・点呼・睡眠教育等	×	○	○
(その他) <ul style="list-style-type: none"> ・SAS & NAVI無料お悩み相談について ・啓発・教育ツールのご案内 (SAS対策Q&A50・SASポスター) 			

4. 開催日程

ステップ1	ステップ2	ステップ3
令和7年5月22日(木)	令和7年7月17日(木)	令和7年9月18日(木)
令和7年11月12日(水)	令和8年1月21日(水)	令和8年3月11日(水)

5. 開催時間 午後2時～午後3時（60分）
6. 開催方法 「Zoom」を利用したオンラインセミナー
7. 申込方法 全日本トラック協会HPからお申し込みください。
全ト協トップページ→会員の皆様へ→労働対策→SAS対策セミナー
8. 定 員 各セミナー100名

神奈川県トラック協会では 物流問題2024年・2030年問題から 労務対策で企業を守る情報を 特設ページに掲載しています。

物流業界は、ドライバー不足と2024年問題による労働時間規制の影響で、2030年には運送能力が34.1%も不足する可能性があるという深刻な課題に直面しています。この状況を打破するため、物流業界全体での変革が急務となっており、各企業様の人事・労務部門においては、喫緊の対応が求められます。



特設ページは
こちらから

神奈川県トラック協会 労務対策

1 従業員の方の労働環境はいかがですか? 働き方改革、時間外労働の上限規制等をご確認ください。

働き方改革関連情報

平成30年6月に長時間労働の是正並びに多様で柔軟な働き方の実現に向けて「働き方改革関連法」が成立され、下記規制等で施行されています。

- 時間外労働の上限規制（年960時間）の適用
- トラック運転者の改善基準告示
- 年休5日取得義務
- 月60時間超の時間外割増賃金
- 36協定関連

2 政府は、「物流2024年問題」の解決に向けて 緊急に取り組むべき抜本的・総合的な対策をまとめました。

我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議

我が国の社会経済の変化に迅速に対応し、荷主、事業者、一般消費者が一体となって我が国の物流を支える環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議を開催しています。

- 我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議
- 物流革新に向けた政策パッケージ
- 物流革新緊急パッケージ
- 2030年度に向けた政府の中長期計画

3 荷主と物流事業者とが連携した物流の効率化のために あらたな法改正がされました。

物流改正法 令和7年4月1日施行

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）が第213回通常国会で成立し、令和6年5月15日に公布され、令和7年4月1日（一部内容は、令和8年4月1日予定）から施行されました。

- 運送契約締結時の書面交付義務化
- 実運送体制管理簿の作成・情報通知の義務化
- 物流改正法の概要



一般社団法人 神奈川県トラック協会 労働衛生・ブロック事業委員会
事業部 SC統括課

お問い合わせ

045-471-8882

2026年1月から「下請法」は「取適法」へ！

下請法の改正法が2026年1月1日に施行され、規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、法律名も変更されます（新通称：「取適法（とりてきほう）」）

改正事項

法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法



製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律

下請代金



製造委託等代金

親事業者



委託事業者

下請事業者



中小受託事業者

適用対象の拡大

●適用基準に「従業員基準」を追加

従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます

●対象取引に「特定運送委託」を追加

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

禁止行為の追加

●「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます

●「手形払」等を禁止

手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

面的執行の強化

●事業所管省庁に指導・助言権限を付与

事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されます

その他

●製造委託の対象物品に金型以外の型等が追加されます

●書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による方法とすることが可能になります



公正取引委員会



取適法の概要

適用対象取引

①取引の内容と②資本金基準又は従業員基準から定めています

対象取引

=

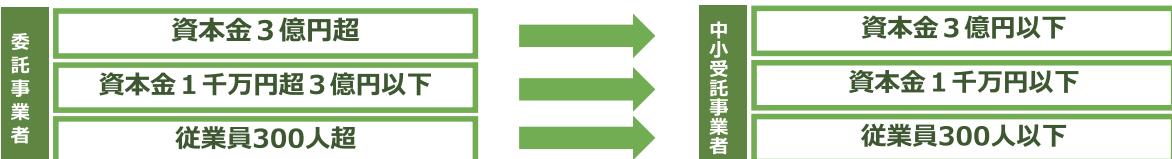
取引の内容



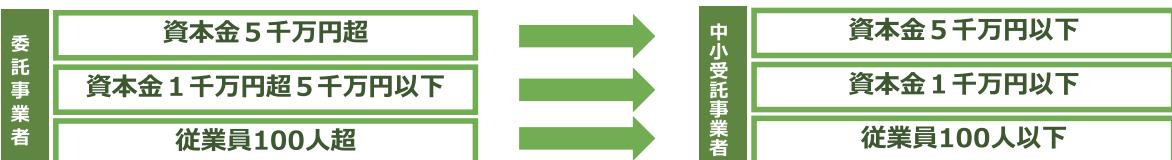
資本金/従業員基準

(いずれかの基準に該当すれば適用対象)

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)



- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)



義務・禁止事項

委託事業者には、4つの義務と11の遵守事項が課されています

義務項目	具体的な内容
① 発注内容等を明示する義務	発注に当たって、発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法）等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示すること
② 書類等を作成・保存する義務	取引が完了した場合、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存すること
③ 支払期日を定める義務	検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めること
④ 遅延利息を支払う義務	支払遅延や減額等を行った場合、遅延した日数や減じた額に応じ、遅延利息（年率14.6%）を支払うこと

禁止項目	具体的な内容
① 受領拒否	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること
② 支払遅延	支払期日までに代金を支払わないこと（支払手段として手形払等を用いること）
③ 減額	中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること
④ 返品	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること
⑤ 買いたたき	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不当に定めること
⑥ 購入・利用強制	正当な理由がないのに、指定する物品や役務を強制して購入、利用させること
⑦ 報復措置	公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすること
⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済	有償支給する原材料等で中小委託事業者が物品の製造等を行っている場合に、代金の支払日より早く原材料等の対価を支払わせること
⑨ 不当な経済上の利益の提供要請	自己のために、中小受託事業者に金銭や役務等を不当に提供させること
⑩ 不当な給付内容の変更、やり直し	中小受託事業者に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、無償でやり直しや追加作業をさせること
⑪ 協議に応じない一方的な代金決定	中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかつたり、必要な説明を行わなかつたりするなど、一方的に代金を決定すること

取適法の内容や詳細なガイドブックについては、
公正取引委員会のウェブサイトを御確認ください

取適法リーフレットNo.01 令和7年8月



取適法関係情報
(公取委ウェブサイト)



取適法ガイドブック

適性診断(初任・適齢)受診料助成のお知らせ

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

標記助成事業について、下記、国土交通大臣の適性診断認定機関にて初任診断・適齢診断を受診した場合、受診料の助成を実施しております。助成額は、初任診断・適齢診断ともに2,400円（診断料4,800円）となります。当助成事業の利用方法につきましては、各認定機関により異なりますので、次ページ【所定の手続き】をご参照の上、ご利用いただきますようお願いいたします。

なお、助成対象は、神奈川県内の営業所に所属する運転者とし、助成可能人数は1社につき200名までとします。（当該事業予算を超えた場合は、その時点で助成を終了）

神ト協では、診断結果を一般診断と同等に扱うことのできる「可搬型運転操作検査器（アクセスチャッカ・ミニ）」を無料で貸出しております。お申し込み・お問合せは、お近くの神ト協各サービスセンターまでお願いいたします。（詳しくは24ページをご参照ください）

適性診断認定機関	住所／ホームページアドレス	営業日等
①ナスバ ((独)自動車事故対策機構) 神奈川支所 TEL : 045-471-7401	〒222-0033 横浜市港北区新横浜1-2-1 新横浜ファーストビル8F (JR新横浜駅北口より徒歩13分) https://www.nasva.go.jp	※診断実施時間については、各認定機関にご確認ください 月～金曜日（但し第一、第三土曜日は営業しますが、その翌週の月曜は休み）
②ヤマト・スタッフ・サプライ(株) 東京研修センター TEL : 03-6426-0193	〒134-0084 東京都江戸川区東葛西6-2-3 第三須三ビル 2F (東京メトロ東西線「葛西」駅より徒歩2分) https://www.y-staff-supply.co.jp	年中無休 【年末年始・館内休館日（12月第2週の日曜日）を除く】
③神奈川県自動車交通共済協同組合 TEL : 045-475-2197	〒222-8582 横浜市港北区新横浜2-13-4 (JR新横浜駅北口より徒歩8分) https://shinkokyo.or.jp	共済カレンダーによる ※土曜日営業有
④都南自動車教習所 神奈川安全運転研修センター TEL : 046-253-5151	〒252-0021 座間市緑ヶ丘4-20-1 (小田急線相武台前駅南口より徒歩5分) https://www.tonan-go.jp	火～日曜日 ※土・日曜日営業 ※月曜日休校
⑤三共自動車学校 TEL : 0466-81-3706	〒251-0875 藤沢市本藤沢1-11-23 (小田急線藤沢本町駅から徒歩約5分) https://safety-sankyou.co.jp	三共自動車学校 実施予定表による ※土曜日営業有
⑥小田原ドライビングスクール TEL : 0465-36-1215	〒250-0865 小田原市蓮正寺540-2 (小田急線螢田駅から徒歩5分) https://odawara-ds.com/	火～土曜日 実施予定による ※月曜日休校
⑦飛鳥ドライビングカレッジ川崎 安全研修センター TEL : 044-380-5510	〒210-0025 川崎市川崎区下並木97 (京急線八丁畷駅から徒歩2分) https://aska-stc.co.jp	月曜日休校 ※土・日・祝日営業有 ※平日夜間営業有



● 【所定の手続き】 ※ご予約は神奈川県トラック協会ではなく、各認定機関に直接行ってください。

認定機関①・④・⑤・⑦の場合 手続き1／空き状況を確認後、ご予約（インターネット）→予約確認書（認定機関により名称が異なる）が発行されます。

手続き2／下記【受診料助成を利用した際のご負担分について】をご参照の上、受診当日に窓口にて受診料をお支払いください。

認定機関②・③・⑥の場合 手続き1／空き状況を確認後、ご予約（インターネットまたはFAX）→予約確認書（認定機関により名称が異なる）が発行されます。

手続き2／ご予約された認定機関に「神奈川県トラック協会適性診断受診申込書」をFAXしてください。

手続き3／下記「初任・適齢診断受診料助成を利用した際のご負担分について」をご参照の上、受診当日に窓口にて受診料をお支払いください。

※FAXでのご予約の際は予約する認定機関にご連絡していただき、各認定機関専用の申込書をお取り寄せください。

※「神奈川県トラック協会適性診断受診申込書」は当協会ホームページよりダウンロードしてください。

※各認定機関により初期登録が必要等、手続きが若干異なる場合がございますので、詳細は各認定機関にお問合せください。

● 【初任・適齢診断受診料助成を利用した際のご負担分について】

初任診断・適齢診断については、受診当日申し込んだ認定機関の窓口において、一人当たり2,400円をお支払いください。但し、交通共済組合員が③の交通共済にて初任・適齢診断を受診される場合は2,400円の支払いは必要ありません。

参考

○初任診断は、運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者であって、当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断を受診したことが無い者に受診義務があります。

○65歳以上の高齢者を新たに雇い入れた場合、初任診断ではなく、適齢診断のみの受診で問題ありません。

○事故対策機構では、過去10年以内の診断結果は謄本という形で支所にて再発行（1通400円）を受付けております。名前と生年月日から過去履歴を検索可能です。個人情報となりますので、ご本人様が直接支所に来ていただき、身分証（運転免許証等）による本人確認の後にお渡しいたします。

可搬型運転操作検査器(アクセスチェッカー・ミニ)貸出のご案内

～運転適性を「アクセスチェッカー」で簡易診断します～

事故防止対策事業の一環として、「可搬型運転操作検査器（アクセスチェッカー・ミニ）」を会員の皆様に貸し出ししております。

本検査器は、いつどこでも、運転者の空き時間を利用し、短時間で簡単に検査ができ、終了後即時に検査結果の解析データが得られます。

本検査器は各サービスセンターに配置しております。是非、運転者に対する安全教育、交通事故防止にご活用ください。

【注意事項】

本検査器における診断結果は、貨物自動車運送事業輸送安全規則により受診が義務付けられている初任診断及び適齢診断等の診断結果として取扱うことはできませんが、一般診断（任意診断）の診断結果と同等に取扱うことができます。なお、本検査器における診断は、安全性評価事業（Gマーク）における「安全性に対する取組の積極性」事項の「特定の運転者以外にも適性診断（一般診断）を計画的に受診させている」の項目において加点の対象となります。

《運転操作検査の内容と構成機器》

運転操作検査器	①単純反応検査……………反応の速さと正確さを測定（約5分） ②選択反応検査……………操作の選択と正確さを測定（約5分） ③ハンドル操作検査……………正確なハンドル操作を測定（約5分） ④注意配分・複数作業検査……複数課題への注意配分を測定（約5分）
検査所要時間	1人当たり約20分、結果表の印刷は即時に可能
構成機器	①ハンドル・ペダル・パソコン・プリンター ②構成機器はスーツケースに収納



《貸出について》…可搬型運転操作検査器運用規程の抜粋

貸出対象地域	神奈川県内
貸出期間	1週間
貸出費用	無料
申込方法	電話にて予約の上、利用申込書を提出

《貸出申込み・問合せ》※お近くのサービスセンターにお申し込みください。

申込先	連絡先
川崎サービスセンター	TEL 044-544-2217 / FAX 044-555-8855
横浜サービスセンター	TEL 045-471-8884 / FAX 045-620-5201
相模原サービスセンター	TEL 046-285-1919 / FAX 046-286-2384
県南サービスセンター	TEL 0466-52-7502 / FAX 0466-52-8035
県央サービスセンター	TEL 046-281-7704 / FAX 046-281-9908

「事業承継相談窓口」開催のご案内

■問合せ先 事業部 業務課 TEL 045-471-8882

中小運送事業者においては、経営者の高齢化傾向は顕著であるものの、事業承継対策が進んでいないケースが多々見受けられます。

事業承継対策を怠り、後継者と他の相続人との経営権争い、相続争いが発生すると、会社経営が継続できない場合もあります。スムーズな事業承継を進めるためには、経営権や財産権の承継、後継者教育、その他利害関係者への対応、税務上の対策など取り組むべき課題が多くあります。こうした背景を踏まえ、会員事業者の事業承継を円滑に実施することを目的に、次の通り個別相談窓口を開催いたします。

つきましては、申し込みをご希望される方は、必要記載事項をご記入の上、同申込書をFAXにて返信くださいますようお願いいたします。

1. 開設日時：令和8年2月27日(金)10時～17時まで

(1会社あたり原則1時間。なお、希望者のみ2時間まで延長可能。

ただし、窓口利用申し込み多数の場合は1時間となります)

2. 相談場所：新横浜ファーストビル 8階（神奈川県横浜市港北区新横浜1-2-1）

※当ビル駐車場の使用は出来かねます。

※神奈川県トラック総合会館は修繕工事のため会場が異なります。

3. 相談内容：事業承継計画の策定、対応策（事業承継、事業売却、廃業等）の各種方法、各相続人との調整、事業承継に係る税務・金融・コンプライアンス、後継者の選択と育成、「標準的運賃」等に係る相談もお受けいたします。

4. コンサルタント：日本PMIコンサルティング(株) 代表取締役 税理士 小坂 真弘 氏

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

事業部 業務課宛 (FAX 045-471-9055)

令和 年 月 日

*申込FAX到着後、予約状況を踏まえ、改めて「予約票」をFAXいたします。当日「予約票」をご持参願います。

会員番号	会社名	担当者名	電話番号	FAX番号
希望時間帯 (○で囲んでください)				
①午前希望 ・ ②午後希望				
相談時間延長希望 (○で囲んでください)				
①通常時間(1時間)希望・②延長希望(相談時間1時間を2時間へ変更)				
相談内容				

*個別企業の相談内容につきましては、外部に漏えいすることはありません。

Information

- タイヤの空気圧をチェック -

タイヤゲージ使用モニター募集のお知らせ

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

全ト協が策定した「トラック運送業界の環境ビジョン2030」の環境改善対策の一環として、燃料消費量及びCO₂排出量の削減に繋がる車両の適正な点検整備を推進するため、タイヤの空気圧を測定する「タイヤゲージ」をモニター形式により配布（無償）をいたします。是非この機会にお試しください。

モニターを希望される方は、下記の「申込書」に必要事項を記入し、FAXにてお申し込みください。

(注) 在庫に限りがありますので、ご希望に添えない場合があります。

■台数制限について

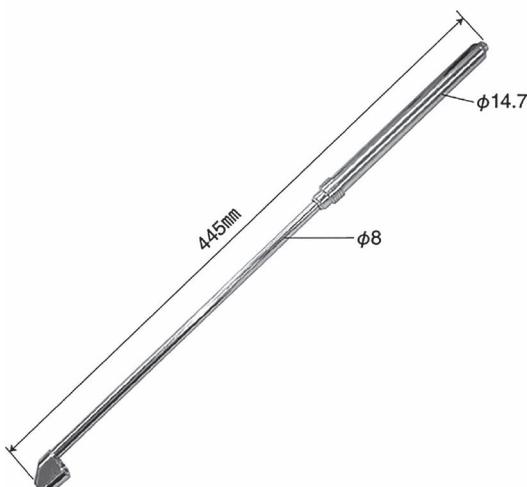
1事業者につき、1台となります。

■受渡方法について

神奈川県トラック協会 本部または各サービスセンター窓口で受渡します。

■結果報告について

「タイヤゲージモニターアンケート」を受渡から1ヶ月後にFAXにてご返送ください。



ゲージ部
(kPaのみ)

◆ 申込書 ◆

■会員番号 _____

■会社名 _____

■住所 _____

■T E L _____

■F A X _____

■連絡担当者名 _____

■受渡場所に○を付けてください。

神ト協本部・川崎SC・横浜SC・相模原SC・県南SC・県央SC

申込先

■ (一社)神奈川県トラック協会 事業部 交通環境課

■〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-13-4

■T E L 045-471-8882

■F A X 045-471-9055

※申込受付後に受渡日等の連絡をさせていただきます。

事務局記入欄

受付日	受渡日	受付番号
/	/	

—神奈川県弁護士会所属弁護士による—

□ 無料法律相談のお知らせ □

※ 事前予約制（事業部 業務課 TEL 045-471-8882まで）※

毎月第2月曜日（祝日の場合翌週月曜日）が無料法律相談開催日です。

2月の相談日は、2月9日（月）です。

3月の相談日は、3月9日（月）です。

開催時間：①13時30分～②14時30分～ 各枠1社1時間

場所：新横浜ファーストビル8階（横浜市港北区新横浜1-2-1）

※ 各地域の神奈川県弁護士会法律相談センターでの相談もご利用いただけます。

（いずれも事前予約制となります。必ず業務課までご連絡ください）



気軽に相談
してね！

労使問題、経営問題、金銭トラブル、
損害賠償、交通事故問題や事業継承
など…法律問題全般にお答えします。



運送申込・書面化アプリ本格運用の開始について (全ト協)

貨物自動車運送事業法の改正に伴い、運送契約の締結に際して書面交付が義務化されました。これを受け、全日本トラック協会において、会員事業者の皆様が取引先との運送契約を円滑に、かつ効率的に締結できるよう、「運送申込・書面化アプリ」が開発されました。

本アプリのご利用をご希望される場合は、下記の利用申込ページよりお申し込みをお願いいたします。お申し込み後、各都道府県トラック協会にて会員事業者であることの確認を行い、承認された後にアプリをご利用いただけるようになります。

なお、利用申込の際には、全日本トラック協会の会員専用パスワードが必要となりますので、「広報とらっく」よりご確認ください。

【全ト協ホームページ 運送申込・書面化アプリ利用申込ページ】

<https://jta.or.jp/member/jyoho/apps.html>

トラック事業における 総合安全プラン2025

01 ドライバー向けエコドライブ講習会開催のご案内 (Gマーク加点対象)

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

標記講習会を交通環境委員会の事業計画の一環として実施しています。参加を希望される方は申込書に記入の上、FAXにてお申し込みください。

1. 受講対象者 会員事業者のドライバー・ドライバー教育担当者・運行管理者など

- ・講習車両は4t平ボディーです。
- ・限定中型以上（詳細は申込書参照）の免許取得者を対象としますので、準中型免許では受講できません。
- ・マニュアル車を使用した実車講習となりますので、講習当日運転可能な方に限ります。
- ・4t以上・マニュアル車の運転経験の無い方は受講をご遠慮ください。
- ・受講後に簡単なアンケート調査を行いますので、ご回答いただける方のご参加をお待ちしております。
- ・グリーン経営認証に有効であり、Gマークの加点対象となります。講習会終了後、修了証を発行します。

2. 日程（開始時間は9時30分、終了時間は17時頃です）

	開催日	場所	使用車両	定員	申込〆切
第6回	2月28日(土)	川崎マリエン (川崎市川崎区東扇島38-1)	4t	16名	2月17日(火)

3. 研修内容（予定）

- ①主旨・走行コースなど説明
- ②トラック走行講習（通常運転）
- ③省エネ運転方法説明
- ④トラック走行講習（エコドライブ）
- ⑤エコドライブマイスター認定試験
- ⑥運転データなど解説



実際の運転と同様、積荷を載せて運転します

4. 今後の開催予定会場

決定次第、お知らせいたします

5. 受講料

1名につき1,000円（受講当日徴収）



参加者にエコドライブをサポートする資料等を配布します



エコドライブのテクニックを座学でも研修してもらいます

6. 申込方法

- 下記「ドライバー向けエコドライブ講習会申込書」にご記入の上、FAXにてお申し込みください。
- ※ 定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。また、なるべく広くエコドライブを普及するため1社あたりの受講人数を制限させていただく事がございますので、予めご了承ください。また、エコドライブ普及の目的のため、初めて当講習会に参加する事業者を優先させていただく事がございます。
 - ※ 申込書に記入漏れのある場合は受付できません。
 - ※ 当講習会は、受講決定通知と免許証の提示のない方、また運転に適さない服装の方の受講はできません。
 - ※ やむをえない場合には中止になることもありますのでお含みおきください。

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

事業部 交通環境課宛(FAX 045-471-9055)

令和 年 月 日

※個人情報については、当該用務以外には使用しません。情報等については厳重に管理します。

「神ト協ドライバー向けエコドライブ講習会」申込書

参加希望日	2月28日(土)		会員番号	
事業者名			営業所名	
グリーン 経営認証	取得している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 取得を目指している <input type="checkbox"/>			
住所	〒			
フリガナ	受講者氏名	受講者役職	<input type="checkbox"/> ドライバー	
連絡先			<input type="checkbox"/> 運行管理者(乗務あり・なし)	
	TEL		<input type="checkbox"/> その他()	
FAX				
当日連絡先 ※受講者の携帯電話番号等、講習日当日に連絡の取れる番号をお願いします。		TEL		
受講者情報				
所有免許	限定中型・中型・大型			
	※4t・マニュアル車による講習のため、限定中型免許以上(AT限定免許不可)の方が対象 ※準中型免許では受講できません ※限定中型 ⇒ 平成19年6月1日以前に取得した普通免許			
普通免許取得日	昭和・平成・令和 年 月 日			
免許有効期限	令和 年 月 日			
エコドライブ講習会 受講履歴	初めて・受講したことがある【回 主催団体:】			
日常乗務車 (該当するもの全てに○)	日常乗務の有無	乗務車種	乗務車両シフト	
	乗車している・乗車していない	2t・4t 10t・トラクタ	マニュアル・オートマ	
	注) 4t以上・マニュアル車の運転経験の無い方は受講をご遠慮ください			

※ 留意点 **定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。**なお、申込多数の場合には1社あたりの受講人数を制限させていただく事がございますので、予めご了承ください。
開催日の10日前までに、ご担当者あてにFAXにて当落の通知及び受講決定通知書を送付いたします。
この申込書は、当落結果が送付されるまで保管してください。

02 安全教育リーダー養成講座のご案内 (Gマーク加点対象)

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

標記講座について、「交通安全教育の強化」を目的として、安全教育を実施する管理者等を対象とした管理者向け安全教育講習を開催します。

参加ご希望の方は、下記の申込書によりFAXにて、申込み〆切日までにお申し込みください。
なお、定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。

1. 日程・場所

	開催日	場所	講習時間（予定）	定員	申込み〆切
第4回	2月18日(水)	神交共ビル (横浜市港北区新横浜2-13-4)	13時30分～16時00分	50名	2月10日(火)

2. 共 催 神奈川県自動車交通共済協同組合
陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部

3. 対 象 会員事業者の安全教育担当者（管理者等）

4. 受 講 料 無 料

5. 講 習 内 容 及び 講 師 ①「自動車運送事業者の監査結果及び指導監督等について」
講師：関東運輸局神奈川運輸支局 陸運技術専門官

②「ドライバー教育の手法～自社で行う座学と実車講習～」
講師：小田原ドライビングスクール 緒方 克宣 氏

講座終了後、修了証を発行します。

*受講決定者に対しては、後日受講証をFAXにて送付します。当日は受講証をご持参ください。

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

事業部 交通環境課宛 (FAX 045-471-9055)

令和 年 月 日

※いただいた個人情報については、当該用務以外には使用しません。情報等については厳重に管理します。

「安全教育リーダー養成講座」参加申込書

講習日	2月18日(水)		
会員番号		参加者名	(フリガナ)
会社名			
T E L	()	F A X	()
安全教育リーダー養成講座 受講履歴		初めて・受講したことがある <いずれかに○を>	

初任運転者法定15時間 オンライン研修のご案内

標記研修につきましては、初任運転者向けの指導・監督指針12項目15時間の座学研修を、オンライン（ZOOM）により受講していただける研修となっております。

ナビゲーターの進行により、トラックを運転する場合の心構え、安全を確保するために遵守すべき基本的事項、危険予測、健康管理の重要性等12項目の内容に合わせて各分野の専門家が動画等で解説しますので是非ご利用ください。

対象者 神奈川県トラック協会会員事業者所属ドライバー（県内営業所所属に限ります）
で入社後1年以内の新規ドライバー。

受講料 無料

申込先 <https://www.kta.or.jp>

こちらのQRコードからも申し込み可能。



日 程 2月～4月のスケジュールは以下のカレンダーの通り

時 間 ・3日間コース（1日5時間×3日間）

9:30～16:00（休憩時間：昼休憩60分、その他30分）

・2日間コース（1日7.5時間×2日間）

9:00～18:00（休憩時間：昼休憩60分、その他30分）

2026年 2月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

2026年 3月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2026年 4月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

■:3日間コース ■:2日間コース

注意事項 ZOOMを用いて双方向で行います。パソコン、マイク、カメラ等につきましては各自でご準備ください。また、可能な限り静かな場所でのご受講をお奨めします。

その他注意事項はホームページにてご確認ください。

《予約・内容に対する問合せ先》

株式会社ディ・クリエイト

電話：050-3145-2579 メール：info@de-create.com

〈その他 問い合わせ先〉

一般社団法人 神奈川県トラック協会 事業部 交通環境課

電話：045-471-8882 メール：info@kta.or.jp

総合安全プラン2025

適正化だより

【神奈川県トラック協会からのお知らせ】



マーク認定取得への
各種サポート実施中！

**会員事業所
限定！**



神奈川県トラック協会では、Gマーク認定取得に向けた各種サポートを実施していますので、是非、ご活用ください。(令和8年1月現在)

Gマーク取得 事前説明会の開催

Gマーク取得に向けた事前説明会を県下各地域にて開催しています。



Gマーク取得
個別出張相談の実施

Gマーク申請等について事業所を個別訪問する出張相談を実施しています。



Gマークステッカー 無料配布事業の実施

「Gマーク中判ステッカー」を申請台数分を上限として希望事業所の方に無料配布しています。



Gマーク等に関する各種最新情報の提供

Gマークや法改正等の最新情報を広報誌や適正化ホームページに掲載しています。



(一社) 神奈川県トラック協会
適正化事業部

045-471-5877



適正化だより

Gマーク加点対象の各種研修会の開催

Gマーク加点対象の運転者や管理者向けに各種講習や研修会を開催しています。



1グループ(2)

適性診断（一般診断）機器の貸出

一般診断用機器「アクセスチェックミニ」の貸出をしています。



3グループ(1)

安全機器等助成事業の実施

ドラレコ・デジタコ等の安全機器の助成事業を実施しています。
※助成台数の上限があります。



3グループ(3)

運転記録証明書助成事業の実施

運転記録証明書交付手数料の全額助成をしています。
※助成人数の上限があります。



1グループ(3)

SAS・脳ドック助成事業の実施

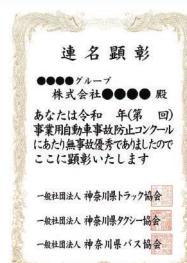
SAS検査・脳ドックの助成事業を実施しています。
※助成人数の上限があります。



3グループ(2)

輸送安全に関する表彰の実施

トラック・バス・タクシー協会主催の「事業用自動車事故防止コンクール」の表彰を実施しています。



4グループ(4)

「安全性に対する取組の積極性」への加点対象

適正化だより

令和7年度「初任運行管理者実務研修会」開催のご案内

最前線で安全管理を担う運行管理者には、法令理解と遵守はもとより、運転者の教育及び指導にも一定の知識や対応が求められ、安全管理上の極めて重要な役割が課せられています。

標記研修会は、運送事業者のコンプライアンス実務の再確認を目的に、新たに選任された運行管理者や経験の浅い運行管理者を対象に下記のとおり開催いたします。

是非、事業所のコンプライアンスのためにもご参加ください。

記

1. 日 時 令和8年2月13日(金)13時30分～
2. 場 所 新横浜ファーストビル研修室
(横浜市港北区新横浜1-2-1)
3. 受講対象 新たに選任された運行管理者・経験の浅い運行管理者等
※運行管理「補助者」の方もご参加できます。
4. 研修内容 運行管理者がすべき具体的な業務内容について
5. 定 員 100名(先着申込順のため、定員になり次第締切とします。)
※受講決定者には決定通知書をFAXかメールにて送付させていただきます。
6. 申込方法 下記「参加申込書」をFAX、もしくはQRコードを読み込み
適正化ホームページより申込みください。
7. 締 切 日 令和8年2月6日(金)まで

※本研修会は、運行管理者の一般講習や基礎講習とは異なりますのでご注意ください。



.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

適正化事業部宛(FAX 045-471-5536)

令和 年 月 日

※いただいた個人情報については、研修会用務以外には使用しません。情報等については厳重に管理します。

「初任運行管理者実務研修会」参加申込書

会社名		
参加者氏名 (ふりがな)		
連絡先 TEL () / FAX ()		
備考	(事前に質問等がありましたら、具体的にご記入ください。)	

適正化だより

適正化巡回指導報告 令和7年9月分

神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関

1. 巡回件数

種類	通常	新規	特別(労基通報)	特別(監査フォロー)	集合(緊急)	合計
件数	85	3	1	0	0	89

2. 総合評価

評価	A／大変良い	B／良い	C／普通	D／悪い	E／大変悪い	F／その他	合計
件数	49	28	9	2	0	1	89

3. 指導項目・件数

指 导 内 容	指導件数	ワースト10
I. 事業計画等		
(1) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか	0	
(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか	5	
(3) 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか	3	
(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か	1	
(5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か	1	
(6) 届出事項に変更はないか（役員・社員、特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等）／本社巡回に限る	0	
(7) 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為（白トラの利用等）はないか	0	
(8) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか	0	
II. 帳票類の整備、報告等		
(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか	0	
(2) 自動車事故報告書を提出しているか	0	
(3) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか	3	
(4) 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか	1	
(5) 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか（本社巡回に限る）	3	
III. 運行管理等		
(1) 運行管理規程が定められているか	1	
○ (2) 運行管理者が選任され、届出されているか	0	
○ (3) 運行管理者に所定の講習を受けさせているか	17	①
○ (4) 事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか	0	
○ (5) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理しているか	13	②
(6) 過積載による運送を行っていないか	0	
○ (7) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か	10	④
(8) 業務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か	0	
(9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か	0	
(10) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か	2	
○ (11) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか	7	⑨
○ (12) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか	12	③
○ (13) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか	10	④
IV. 車両管理等		
(1) 整備管理規程が定められているか	0	
○ (2) 整備管理者が選任され、届出されているか	0	
○ (3) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか	8	⑧
(4) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか	2	
○ (5) 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか	9	⑦
V. 労基法等		
(1) 就業規則が制定され、届出されているか	7	⑨
(2) 36協定が締結され、届出されているか	3	
(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか（運転時間を除く）	0	
○ (4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか	10	④
VI. 法定福利		
(1) 労災保険・雇用保険に加入しているか	1	
(2) 健康保険・厚生年金保険に加入しているか	1	
VII. 運輸安全マネジメント		
(1) 運輸安全マネジメントの実施は適正か	2	
指 导 件 数 合 計	132	

○印：重点項目

ブロックだより

●○● 川崎ブロック ●○●

川崎市トラック関係6団体賀詞交歓会を開催しました

1月21日(水)川崎日航ホテルにて川崎市トラック関係6団体共催による賀詞交歓会が開催され、ご来賓及び会員事業者、282名の方々にご出席をいただきました。

川崎中央トラック運送事業協同組合の高橋副理事長の開会挨拶で幕を開け、(一社)神奈川県トラック協会川崎ブロックの高橋ブロック長より主催者を代表して挨拶がありました。来賓代表の挨拶では、川崎市の福田市長・川崎商工会議所の窪田会頭・川崎南労働基準監督署の渋谷署長・神奈川運輸支局の柳瀬支局長・神ト協本部から吉田会長よりご祝辞をいただき、神貨協連 飯沼会長の乾杯のご発声で祝宴が開かれました。

祝宴では、「市ノ坪離子保存会」による獅子舞のアトラクションが行われ、会員相互の交流を深めました。その後、青年部会員の皆様、青年部会員OBの皆様のご協力により、開運大抽選会が行われました。今年も豪華賞品130本を用意し、当選者の名前が発表される度に会場は大いに盛り上りました。

最後に川崎地区貨物自動車事業協同組合の高梨理事長の中締めで盛況のなか閉会いたしました。

今年多くの皆様にご参加いただき、誠にありがとうございました。



6団体長



福田市長 祝辞



獅子舞と会場の様子

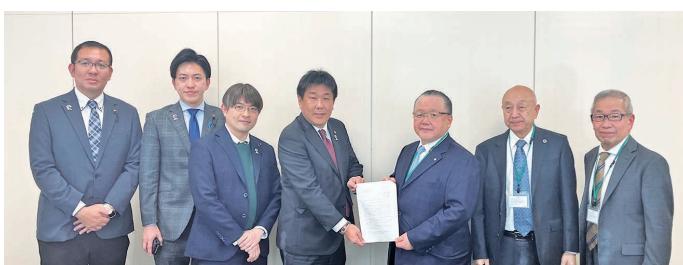
●○● 横浜ブロック ●○●

「重点支援地方交付金」の活用によるトラック運送業界への支援要望を行いました

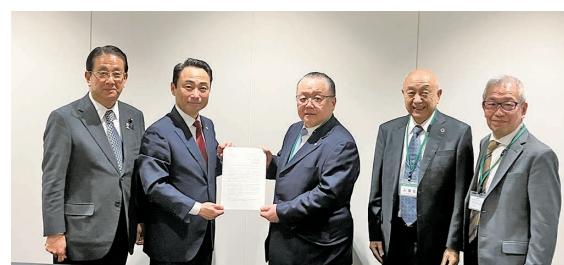
1月14日(水)に自由民主党横浜支部連合会及び公明党横浜市会議員団に対し、「重点支援地方交付金」の活用によるトラック運送業界への支援要望を行いました。当日は、藤木ブロック長、伊藤副ブロック長、阿部副ブロック長が両党事務局を訪問し、下記内容について要望いたしました。

(要望内容)

重点支援地方交付金等を活用し、燃料価格高騰等により事業の維持・継続に支障を生じている県内トラック運送事業者に対し、引き続き支援策の実施をしていただきたい。



自民党横浜市連



公明党横浜市議団

ブロックだより

●○● 相模原ブロック ●○●

第3回ブロック運営会議を開催しました

令和8年1月20日(火)相模原サービスセンターにて「令和7年度第3回ブロック運営会議」を開催し、主に以下の事柄について報告・審議を行いました。

報告事項

- ・令和7年度第2回ブロック運営会議以降の活動について
- ・理事会・常任委員会等の報告について

審議事項

- ・令和8年度 役員改選について
- ・令和8年度 相模原ブロック年間事業計画・予算案について
- ・令和8年度 相模原市民まつり（桜まつり）の出店（案）について



●○● 県南ブロック ●○●

横須賀三浦地区・新年賀詞交歓会を開催しました

令和8年1月9日(金)18時00分よりメルキュールホテル横須賀において、ご来賓並びに会員事業者等の総勢70名の方々にご出席いただき、横須賀三浦地区・新年賀詞交歓会を開催しました。

古山 青年部会エリア代表の司会により、小田県南ブロック副ブロック長の開会のことばで始まり、主催者を代表して立川県南ブロック副ブロック長より「厳しい経営環境が続く地元運送業の実情を踏まえ、重点支援地方交付金を活用した支援金制度を創設していただいた、横須賀市ならびに三浦市に感謝を申し上げます」と挨拶され、そして、神ト協吉田会長より「トラック運送業界にとってターニングポイントとなる素晴らしい年となるよう、会員事業者の交通事故防止や事業の繁栄など皆様のご協力をいただきたい」と挨拶されました。

また、横須賀市長、三浦市長、神奈川県議会議員、横須賀市議会議員、三浦市議会議員、逗子市議会議員など多くのご来賓の方々からのトラック運送業界へのご祝辞をいただきました。

続いて、神奈川県自動車交通共済協同組合大沼専務理事によるご挨拶・乾杯のご発声をいただきました。祝宴では、来場者による和やかな雰囲気の中で業界内外の関係者が円滑に親交を深める場となり、結びに田村県南ブロック運営委員の閉会のことば・中締めで、大変盛況の内にお開きとなりました。



横須賀市ならびに三浦市では、中小貨物自動車運送事業者の経営安定化を図ることを目的に支援金を交付します。詳しくは38~39ページをご参照ください。

ブロックだより

●● 県南ブロック ●●

横須賀市 貨物運送事業者 燃料価格高騰等対策支援金

横須賀市では、地域経済や市民生活を支える重要なインフラである物流を維持するため、燃料価格高騰の影響を受けている市内の中小貨物運送事業者を対象にした支援金を交付します。

申請期間	令和8年1月13日(火)～令和8年3月2日(月)17時まで ※〆切厳守 予算額に達し次第、受付終了となる場合があります。
交付額	一般／特定貨物自動車運送事業（緑ナンバー） 対象車両1台につき21,000円 貨物軽自動車運送事業（黒ナンバー） 対象車両1台につき7,000円
対象事業者	下記の①～④を全て満たすこと ① 資本金3億円以下もしくは従業員300人以下の法人、又は個人事業主。 ② 令和7年4月1日までに神奈川運輸支局で事業許可又は届出を行ったこと。 ③ 令和7年12月31日時点で、前項の規定する事業を継続し、申請日時点において、引き続き事業継続の意向がある事業者であること。 ④ 市税の滞納がないこと、反社会的勢力等でないこと等。
車両要件	下記の①～④を全て満たすこと ① 化石燃料を燃料として走行する自動車（二輪の自動車や大型・小型特殊自動車を除く）である、事業用自動車であること（緑ナンバーまたは黒ナンバー）。 ② 令和7年4月1日までに道路運送車両法に規定する登録及び検査を受け、車検証に記載された有効期間の満了する日が令和7年12月31日以降の自動車であること（更新の場合を含む）。 ③ 支援金の対象となる者が所有者または使用者となっている車両であること。 ④ 自動車検査証（車検証）に記載された「使用の本拠の位置」が横須賀市内であること。
申請方法	下記①・②のいずれかの方法で申請可能です。 ① <u>電子申請システム（e-kanagawa）での申請。</u> 横須賀市ホームページをご確認の上、 可能な限り申請者ご自身で入力いただきますようご協力お願ひいたします。 横須賀市役所では、郵送等による書面での申請受付は行いません。 ② <u>横須賀市役所 経済企画課（事前予約TEL. 046-822-9523）での代理入力。</u> 代理入力を利用される場合、事前予約が必要となります。
申請書類	a. 発行から3か月以内の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し【法人の場合】 b. 役員等氏名一覧表【法人の場合】 ※市ホームページまたは、e-kanagawa申請フォーム内の書式をご利用ください。 c. 申請対象車両一覧 ※市ホームページまたは、e-kanagawa申請フォーム内の書式をご利用ください。 d. 貨物運送事業について許可証の写し、または届出の写し e. 車検証または検査証記録事項の写し その他必要に応じて追加書類の提出が求められる場合があります。 f. 補助金振込先の金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）が確認できるもの
その他	①申請は1事業者につき1回のみです。 (市内に複数営業所を所有する事業者様は、合算して申請してください)

【お問い合わせ・代理入力の予約】

横須賀市経済部経済企画課 TEL：046-822-9523（平日8時30分～17時15分）

横須賀市ホームページ



ブロックだより

●● 県南ブロック ●●

三浦市 令和7年度 三浦市物流に係る物価高騰対策事業

三浦市では、地域経済を支える重要なインフラである物流を維持するため、燃料価格高騰の影響を受けている市内の中小貨物運送事業者を対象にした支援金を交付します。

申請期間	令和8年1月13日(火)～令和8年3月2日(月)まで ※〆切厳守	
交付額	一般／特定貨物自動車運送事業（緑ナンバー）	対象車両1台につき21,000円
	貨物軽自動車運送事業（黒ナンバー）	対象車両1台につき7,000円
対象事業者	下記の①～③を全て満たすこと ① 令和7年1月1日までに貨物自動車運送事業法に基づく事業の許可を受け、又は届出を行った中小貨物運送事業者であること。 ② 令和7年12月31日時点で、前項の規定する事業を継続し、申請日時点において、引き続き事業継続の意向がある事業者であること。 ③ 市税の滞納がなく、反社会的勢力等でないこと。	
車両要件	下記の①～⑤を全て満たすこと ① 化石燃料を使用して走行する自動車（二輪の自動車、小型・大型の特殊自動車を除く）であること。 ② 令和7年4月1日までに道路運送車両法に規定する登録及び検査を受け、車検証に記載された有効期間の満了する日が令和7年12月31日以降の自動車であること（更新の場合を含む）。 ③ 事業用自動車（緑ナンバーまたは黒ナンバー）であること。 ④ 交付対象事業者が所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用及び使用している自動車であること。 ⑤ 自動車検査証に記載された「使用の本拠の位置」が三浦市内であること。	
申請方法	①電子申請 ②郵送 ③持参	電子申請システム  三浦市 電子申請システム 〒238-0298 三浦市城山町1番1号 観光商工課 宛 三浦市三崎5丁目245-7 市場管理棟4階 観光商工課 宛
申請書類	※第1～3号様式は、三浦市ホームページよりダウンロード可能です。 a.申請書（第1号様式） b.申請対象車両一覧（第2号様式） c.自動車運転免許証その他の別に定める本人確認書類の写し【個人のみ】 d.役員等氏名一覧表（第3号様式）【法人のみ】 e.発行から3か月以内の登記事項証明書の写し【法人のみ】 f.一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る国土交通大臣の許可書 又は貨物軽自動車運送事業に係る国土交通大臣への届出書若しくは変更等届出書の控えその他これらに準ずるものとして市長が認める書類の写し g.交付対象車両全ての車検証の写し（電子車検証の場合は、ICタグの情報を含む）又は自動車検査証記録事項の写し h.支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）	

【お問い合わせ】

三浦市役所 経済部 観光商工課（商工担当） TEL：046-882-1111（内線77440・77324）



三浦市ホームページ

青年部会だより

01

神ト協青年部会 2025年度卒業生一覧

下表の皆様が本年度限りで神ト協青年部会をご卒業されます。

卒業生の皆様、ご卒業おめでとうございます。

卒業生一覧

エリア	氏名	会社名
川崎	松代 早実	株式会社 Fast substance logistics
横浜東	藤井 康顕	株式会社 関根エンタープライズ
横浜東	小川 信彦	株式会社 協和商会
横 横	相澤 卓治	株式会社 ミナミ運輸
横 横	近藤 智平	夏島運輸 株式会社
横 横	香森 洋一	神栄運輸 株式会社
西湘	高橋 宏樹	株式会社 石川商事
西湘	木村 秀信	株式会社 バンテックセントラル
西湘	小林 拓也	株式会社 長生運送
西湘	直江 淳	株式会社 藤特殊
西湘	渡邊 真	株式会社 三昭運輸
西湘	宮下栄太郎	つしま運輸 有限会社
西湘	杉浦 慎也	司企業 株式会社
相模	小山 龍次	スワ運輸 株式会社
相模	本多敬太郎	株式会社 アジア物流
相模	松本 幾郎	有限会社 イデナワ商事
相模	榎本 匡	夏島運輸 株式会社

02

(一社)神奈川県トラック協会青年部会 入会のご案内

■問合せ先 総務部 総務広報課 担当：谷原 TEL 045-471-5511 FAX 045-471-9055

私達（一社）神奈川県トラック協会青年部会は近藤智平部会長を中心に、会員相互の親睦と連携を密にし、研鑽をつみながら当協会の事業活動への参画・協力を通じて貨物自動車運送事業の振興を図るとともに、社会一般の福祉の増進に役立てることを目的に活動しています。また、当部会は満45歳以下のトラック協会会員事業所の経営者および、経営に携わる若手社員にて構成しています。主な活動内容は、経営・人

材育成研修として常設研修会や国内外視察研修会を開催。また、他都道府県トラック協会青年部会との交流などさまざまな活動をしております。興味をお持ちの方は事務局までご連絡ください。



NEWS BOX

◆ 今後の主な会議・行事予定

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------|
| 2月16日(月) 12:00~
常任理事会 | 2月20日(金) 11:00~
交通環境委員会 |
| 2月16日(月) 15:00~
経営改善委員会 | 2月24日(火) 13:00~
総務企画委員会 |
| 2月17日(火) 11:00~
広報委員会 | |
| 2月18日(水) 11:00~
労働衛生・ブロック事業委員会 | |
| 2月19日(木) 11:00~
税制金融委員会 | |

◆ 新規入会

令和8年1月末日現在 会員総数 2,289社

月 日	会社名	主な連絡先（所在地）	電話番号	車両数	ブロック
1.16	(株)エラン・ロジスティクス	相模原市中央区淵野辺5-11-10 ロジクロス相模原2F	042-704-9980	6	相模原

◆ 県内の交通事故

(令和7年10月)

月・年累計区分	発生件数	死者数	負傷者数
10月中	2,010件	14人	2,304人
10月末	17,370件	109人	20,030人
増減数	+505件	+20人	+412人
増減率	3.0%	22.5%	2.1%

◆ 都道府県別交通事故死者数ワースト3

(令和7年10月)

順位	1位	2位	3位	4位
都道府県	東京	神奈川	北海道	大阪
10月中	15人	14人	13人	10人
10月末	114人	109人	103人	96人
増減数	-2人	+20人	+18人	-1人

◆ 一般貨物自動車運送事業用車両（トレーラーを除く）の推移

車種別

車種	令和5年3月末		令和7年10月末		令和7年11月末				
	車両数	車両数	対前年度末		車両数	対前月		対前年度末	
			増減数	比率		増減数	比率	増減数	比率
普通	46,558	46,711	153	100.3	46,858	147	100.3	300	100.6
小型	4,373	4,378	5	100.1	4,389	11	100.3	16	100.4
特種普通	19,298	19,363	65	100.3	19,376	13	100.1	78	100.4
特種小型	803	797	△6	99.3	797	0	100.0	△6	99.3
合計	71,032	71,249	217	100.3	71,420	171	100.2	388	100.5

1) 神奈川運輸支局 自動車保有台数調べより引用

2) 特種には、乗用の特種車を含む。

NEWS BOX



社労士百科

加藤 康弘 (1970年生まれ)

平成19年に社会保険労務士事務所を開設。運輸事業、協同組合、メーカー等の人事労務管理を中心に経営者様向け、従業員様向け、業界、業種を問わず幅広くニーズに応えた研修を行っています。

社会保険労務士事務所

横浜総務サポートセンター (TEL 045-717-7539)

今回のこのコーナーでは、子ども子育て支援金についてみていきたいと思います。

子ども子育て支援金よりも「独身税」という名称で耳にしている方が多いのではないでしょうか。

この子ども子育て支援金はすでに実施されている、こども未来戦略「加速化プラン」に基づく「児童手当の拡充」、「妊娠のための支援給付」、「出生後休業支援給付」、「育児時短就業給付」、「こども誰でも通園制度」、「育児期間中の国民年金保険料免除（令和8年10月から実施）」の給付の拡充等に充てられます。

具体的には、令和8年4月分保険料（5月納付分）から徴収が始まります。徴収の方法は、健康保険に加入をしている場合には、毎月の健康保険料と合わせて徴収されることになっています。計算方法は、「標準報酬月額×支援金率（保険料率）」で徴収額が算出されます。ちなみに令和8年度の支援金率は、「0.23%」となっています。この「0.23%」は社会保険料と同様に会社と従業員の折半負担となりますので、会社、従業員のそれぞれの支援金率は、その半分になります。標準報酬月額が30万円（給与支給総額29万円以上31万円未満）の場合、690円（会社345円、従業員345円）となる計算です。この支援金率は、段階的に引き上げられ令和10年からは0.4%程度となり、その後は一定となる予定です。

また、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している場合には、それぞれの条例に基づき所得等に応じて支援金額が決定されます。

以前のこのコーナーでも触れましたが、令和6年の出生数が初めて70万人を割り686,061人で過去最少、合計特殊出生率も1.15で過去最低となっています。少子化・人口減少が危機的状況と言われるなかで、こども未来戦略「加速化プラン」により出生数、出生率が下げ止まるか注目されます。

※令和4年9月15日付のこども家庭庁設立準備室発信の事務連絡に合わせて、本稿では「こども」と「子ども」を使い分けています。

もつてけカナちゃん

水田恐竜



2025年12月・月間ベストセラーズ (総合部門)

1位	成瀬は都を駆け抜ける	著者名 宮島未奈 出版社 新潮社 1,870円(税込)	6位	いちばんかんたん+いちばん お値うち家計ノート 2026	著者名 一 出版社 小学館 310円(税込)
2位	明るい暮らしの家計簿 2026年版	著者名 ときわ総合サービス 出版社 ときわ総合サービス 1,045円(税込)	7位	ジャングル &Co.	著者名 一 出版社 デアゴスティーニ・ジャパン 549円(税込)
3位	変な地図	著者名 雨穴 出版社 双葉社 1,760円(税込)	8位	シンプル家計ノート 2026	著者名 一 出版社 オレンジページ 310円(税込)
4位	ハーバード、スタンフォード、オックスフォード... 科学的に証明された すごい習慣大百科	著者名 堀田秀吾 出版社 SBクリエイティブ 1,760円(税込)	9位	あっという間に完成！ 筆まめ年賀状 2026年版	著者名 一 出版社 技術評論社 438円(税込)
5位	世界一かんたん定番年賀状2026	著者名 年賀状素材集編集部 出版社 KADOKAWA 495円(税込)	10位	つかめ！英語ダマン 英会話で世界にとびだせ！編	著者名 シン・テフン ナ・スンファン 出版社 マガジンハウス 1,320円(税込)

文庫・コミック除く

2025年12月01日(月)～2025年12月31日(水) 有隣堂全店調べ

神貨協連情報

神奈川県貨物自動車事業協同組合連合会 TEL045-471-7323

電解水素水整水器「TRIM ION Refine」会員限定特別価格販売のお知らせ

弊会では(株)日本トリムが販売する電解水素水整水器TRIM ION Refineの斡旋を行っており、会員協同組合に加入する組合員様におかれましては、特別価格でご購入いただけます。ご興味を持たれましたら、お気軽にお問い合わせください。

(※組合未加入の事業者様は対象外となります)



- ①ご家族皆様の健康習慣
- ②胃腸症状の改善
- ③ペットボトルの削減
- ④コストが安い

毎日を生きる水。
毎日が生きる水。

電解水素水整水器
**TRIM ION
Refine**



効果／胃腸症状の改善

胃もたれや胃の不快感をやわらげます。胃腸の働きを助け、お通じを良好にします。

※本器は医薬品医療機器等法（旧薬事法）第2条第4項の政令で定める医療機器であり、第6項の管理医療機器です。

ご使用上の注意

- 飲用に適合した水（水道水など）以外には使用しないでください。
- 腎疾患の方はご使用前に医師に相談して下さい。
- 取扱説明書をよくお読みのうえ、正しくお使いください。

弊会では会員協同組合の組合員様限定で、一般価格よりお安く購入できる商品を多数ご用意しています。詳しくはホームページ（※「神貨協連」で検索）をご覧ください。

陸災防神奈川県支部情報

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川県支部 TEL045-472-1818

■フォークリフト講習等 資格取得のご案内（令和8年2月～3月）

陸災防神奈川県支部

陸災防神奈川県支部では、フォークリフト講習をはじめ、各種講習会を実施しております。

従業員の資格取得に活用してください。いずれの講習も席に余裕がありますのでぜひ受講してください。

なお、科目により雇用調整助成金の教育訓練に該当することもあります。詳細は神奈川労働局職業安定部職業対策課（神奈川労働局ホームページ→各種法令手続き→助成金・奨励金・給付金→雇用調整助成金）をご参照ください。

科 目	日 時	会 場	受 講 料
フォークリフト運転技能講習	2/14(土)15(日)21(土)22(日)	北相貨物自動車協同組合（愛川） (学科・実技)	40,150円 ↓ 38,500円 ※テキスト (1,650円) 割引中！
	3/7(土)8(日)14(土)15(日)	川崎総合物流運輸協同組合 (学科・実技)	
はい作業主任者技能講習	3/18(水)19(木)	神交共ビル（学科）	9,680円
積卸し作業指揮者教育	2/10(火)	神交共ビル（学科）	7,420円
車両系荷役運搬機械作業指揮者教育	2/6(金)満席	神交共ビル（学科）	7,420円

神交共ビル…新横浜 川崎…川崎総合物流運輸協同組合
愛川…北相貨物自動車協同組合（神ト協相模原SC）

〈問合せ・申込先〉

陸災防神奈川県支部

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-13-4 神交共ビル3階 TEL 045-472-1818 FAX 045-472-1305

案内書・申込書を送付いたします。

ホームページ…[陸災防神奈川県支部](#) 案内書・申込書を取り出せるほか空き状況も掲載しています。

冬季における転倒防止対策

冬季は、路面の凍結や積雪などにより荷役作業等に限らず転倒災害が多く発生する傾向があります。

次の4つに留意して転倒災害を防ぎましょう。

1 天気予報に気を配る

寒波が予想される場合などには、労働者に周知し早めに対策をとりましょう。

2 時間に余裕をもって歩行、作業を行う

悪天候による交通機関の遅れが見込まれる場合は、時間に余裕をもって出勤するようにし、落ち着いて作業をするように心がけましょう。屋外では、小さな歩幅で靴の裏全体を地面に付けて歩くようにしましょう。

3 駐車場の除雪・融雪は万全に、出入口などにも注意する

駐車場内や、駐車場から職場までの通路に、除雪や融雪剤の散布を行いましょう。また、出入口には転倒防止用マットを敷き、照明設備を設けて夜間の照度を確保しましょう。

4 職場の危険マップ、適切な履物、歩行方法などの教育を行う

職場内で労働者が転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、危険マップなどにより労働者に伝えるようにしましょう。また、作業に適した履物選びや、雪道や凍った路面上での歩き方を教育しましょう。

労働安全衛生法改正の主なポイント

改正労働安全衛生法が令和7年5月14日に公布され、同日から令和9年にかけて、段階的に施行されていきます。

現時点で判明している陸運業に関する改正の概要については、本誌1月号においてお知らせした通り、陸上貨物運送事業労働災害防止協会広報誌「陸運と安全衛生」1月号より解説がスタートしました。

その概要は以下の通りです。

I 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 [施行期日：令和7年5月14日]

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も含めることで、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、注文者が注文する際に施工方法や工期などへ配慮する規定について、これらの規定が建設工事以外の注文者にも広く適用される（陸運事業者で注文者になる場合は該当する）ことが明確化されました。

II 職場のメンタルヘルス対策の推進 [施行期日：公布後3年以内に政令で定める日]

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についてもストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられます。その際、50人未満の小規模事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間が確保されます。

III 高齢者の労働災害防止の推進 [施行期日：令和8年4月1日]

高年齢労働者の労働災害防止に必要な作業環境の改善、作業管理などの必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとされました。

これらに改正のうち、Iについては、陸運事業場において重要な改正内容が含まれており、「陸運と安全衛生」2月号以降、順次詳細な解説が掲載されることとなっています。

登録料無料 <https://fofa.jp/rikusai/a.p/101>

陸災防神奈川県支部
労災情報(R8.1)

神奈川県内の
陸運業の労災

令和7年12月末
の速報値

労災死亡事故が5件発生しています。

☆道路貨物運送業の死傷災害は32名(4.2%)減少し、738名となっています。



神奈川労働局の集計によると、令和7年12月末(1月1日から12月31日)における県内の陸運業の労働災害発生は令和6年同期と比較し、次のとおりとなっています。

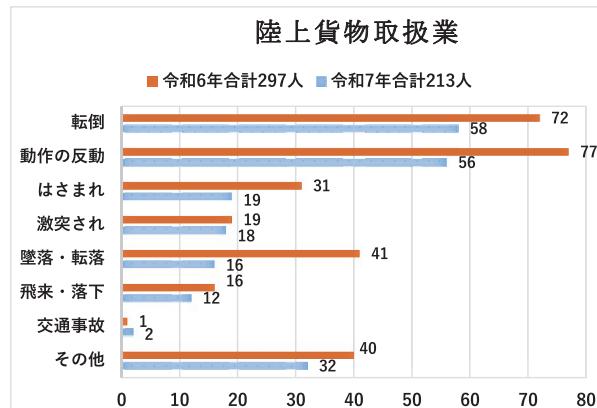
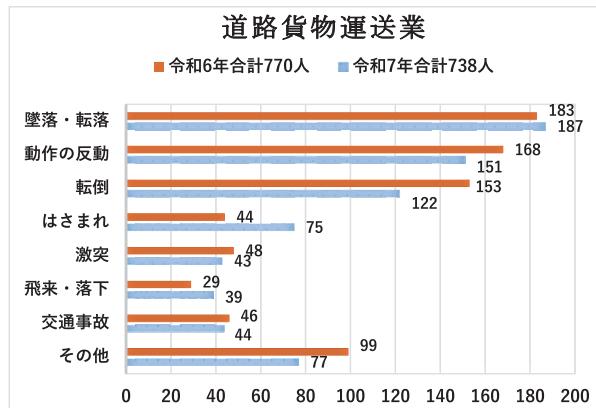
- ✧ 死亡災害は 道路貨物運送業で5件発生しています。
(令和6年12月末時点では 道路貨物運送業で6件、陸上貨物取扱業で0件の発生でした。)
- ✧ 死傷災害は 道路貨物運送業では 32名(4.2%)減少。(770名→738名)
陸上貨物取扱業では 84名(28.3%)減少。(297名→213名)

死傷災害とは、死亡災害と4日以上の休業災害を合計したものです。

1. 概況(神奈川県内) 道路貨物運送業・・・事故が多い型別7分類を記載(交通事故は7分類のうち最右欄に記載)

事故の型	墜落・転落	動作の反動 (腰痛等)	転倒	はさまれ・ 巻込まれ	激突	飛来・落下	交通事故	左記以外	合計
発生件数	187	151	122	75	43	39	44	77	738
対前年増減	+4	-17	-31	+31	-5	+10	-2	-22	-32
同上増減率	+2.2%	-10.1%	-20.3%	+70.5%	-10.4%	+34.5%	-4.3%	-22.2%	-4.2%

2. 各業種の概要



3. 死亡災害発生概要(陸上貨物運送事業関係 5件全てが道路貨物運送業での災害となっています。) 陸災防神奈川県支部収集

番号	発生地	月時刻	事業の種別 労働者数 職種	起因物 事故の型	発生概要
1	南アルプス市	1月 13時頃	道路貨物運送業 10~29名 運転者	人力クレーン等 飛来・落下	荷主の工場で射出成型機(約30t)を分解して搬出するため、工場天井の開口部にH鋼2本を平行に渡し、各々のH鋼にレバープロックを設置し、射出成型機上部2箇所に玉掛を行った。被災者が射出成型機上部に乗り、両手でレバープロックを操作し、上部を吊上げていたが、レバープロックの操作が均等でなかったため、上部が横揺れを起こし、H鋼1本と被災者が工場床面に墜落した。さらに被災者に射出成型機上部が落下して下敷となったもの。
2	逗子市	3月 16時頃	道路貨物運送業 100~299名 運転者	トラック 交通事故 (道路)	トラックで業務中、集配のため下り坂をトラックの前方を下り方向にして停車させ、エンジンを切り、輪止め設置しようとしたところ、トラックが逸走し20mほど下り坂を走行し横転した際に、トラックを追いかけていた被災者は横転したトラックの側面と地面にはさまれたもの。
3	川崎市	5月 9時頃	道路貨物運送業 30~49名 運転者	地山・岩石 崩壊・倒壊	10トンダンプにセメント原料の土砂を搬入する作業を行っていたホイールローダーの運転者が、ダンプの出発後、ホイールローダーのバケットの土砂付着状況を確認するため、ホイールローダーを降りて土砂の近くを歩いていたところ、土砂が崩壊して窒息したもの。
4	港区	6月 22時頃	道路貨物運送業 30~49名 運転者	トラック 交通事故 (道路)	トラックの運転手が配送先の店舗に納品するため、路上に車を停止してトラックの後部扉を開けようとしたところ、後方から進行してきた車両に追突されて死亡したものの。
5	熱海市	11月 0時頃	道路貨物運送業 30~49名 運転者	トラック 交通事故 (道路)	配送のため、国道135号線の下り線を伊東市方面へ向かって走行中、センターラインを越えて進行方向右側に蛇行し、国道135号線沿いにあるマンションの擁壁に正面から衝突、その衝撃による脳挫傷により死亡したものの。

令和7年 署別・業種別労働災害発生状況
 (新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除外)

神奈川労働局作成を一部加工
 令和7年12月末速報値

業種 署	製造業	建設業	交通 運輸 事業	陸上貨物 運送事業 (a+b)	a 道路貨物運送業		港湾 運送	b 海上貨物 取扱業		第三次産業				合計	前年比 (休業) (率)				
					全産業に 占める 割合			死傷者 () 内死亡者	対前年	小売業		社会福祉 施設	飲食店	消費・ 宿泊業					
					新規	既存				新規	既存								
横浜南	本年	70 (0)	26 (0)	54 (0)	43 (0)	75 (2)	64 (2)	8.6%	11 (0)	21 (2)	2 (0)	475 (1)	81 (0)	117 (0)	43 (0)	62 (1)	172 (0)	740 (5)	
横浜南	前年	76 (0)	31 (0)	58 (1)	42 (0)	95 (1)	74 (1)	9.3%	21 (0)	15 (0)	4 (1)	510 (3)	123 (0)	116 (0)	42 (0)	79 (1)	150 (2)	800 (6)	
鶴見	本年	35 (1)	9 (0)	18 (0)	11 (0)	45 (0)	36 (0)	15.9%	9 (0)	6 (0)	1 (0)	111 (0)	18 (0)	22 (0)	12 (0)	14 (0)	45 (0)	227 (1)	
鶴見	前年	39 (1)	12 (0)	26 (0)	9 (0)	72 (0)	56 (0)	21.1%	16 (0)	4 (0)	2 (0)	113 (1)	21 (0)	28 (0)	3 (0)	16 (1)	45 (0)	265 (2)	
川崎南	本年	59 (0)	27 (0)	33 (2)	19 (0)	111 (1)	80 (1)	29.0%	31 (0)	3 (0)	5 (0)	189 (1)	45 (0)	23 (0)	31 (0)	28 (1)	62 (0)	419 (4)	
川崎南	前年	89 (1)	32 (0)	55 (0)	18 (0)	111 (0)	62 (0)	12.4%	49 (0)	5 (0)	11 (0)	211 (1)	43 (0)	41 (0)	26 (0)	31 (1)	70 (0)	500 (2)	
川崎北	本年	41 (0)	9 (0)	64 (0)	25 (0)	41 (0)	33 (0)	5.8%	8 (0)	0 (0)	13 (2)	383 (2)	111 (1)	97 (0)	51 (0)	26 (0)	98 (1)	567 (4)	
川崎北	前年	44 (0)	11 (0)	57 (1)	19 (0)	41 (0)	32 (0)	6.0%	9 (0)	0 (0)	13 (0)	358 (0)	77 (0)	123 (0)	44 (0)	28 (0)	86 (0)	532 (1)	
横須賀	本年	43 (0)	14 (0)	37 (2)	26 (0)	24 (0)	22 (0)	5.8%	2 (0)	0 (0)	15 (0)	232 (1)	46 (0)	55 (0)	23 (0)	17 (1)	91 (0)	377 (3)	
横須賀	前年	50 (0)	24 (0)	52 (1)	20 (0)	26 (0)	23 (0)	5.2%	3 (0)	2 (0)	10 (0)	280 (0)	64 (0)	68 (0)	23 (0)	17 (0)	108 (0)	440 (1)	
横須賀	本年	91 (0)	37 (0)	93 (3)	41 (0)	111 (0)	83 (0)	7.3%	28 (0)	2 (0)	5 (0)	793 (3)	169 (1)	163 (0)	84 (0)	105 (0)	272 (2)	1,136 (6)	
横須賀	前年	105 (1)	37 (0)	82 (2)	35 (0)	103 (0)	75 (0)	10.7%	6.7%	28 (0)	4 (0)	4 (0)	781 (0)	172 (0)	151 (0)	82 (0)	98 (0)	278 (0)	1,114 (3)
平塚	本年	87 (1)	13 (1)	38 (1)	17 (0)	64 (1)	49 (1)	10.1%	15 (0)	0 (0)	4 (0)	273 (1)	69 (0)	59 (0)	31 (0)	27 (0)	87 (1)	483 (4)	
平塚	前年	94 (0)	15 (0)	54 (0)	10 (0)	69 (2)	59 (2)	-16.9%	10 (0)	0 (0)	5 (0)	285 (2)	65 (1)	79 (0)	24 (0)	20 (0)	97 (1)	517 (4)	
藤沢	本年	81 (1)	19 (0)	57 (1)	26 (0)	86 (0)	75 (0)	25.0%	9.7%	13 (0)	0 (0)	8 (0)	385 (0)	79 (0)	82 (0)	39 (0)	37 (0)	148 (0)	619 (1)
藤沢	前年	76 (0)	17 (0)	52 (1)	25 (0)	73 (0)	60 (0)	25.0%	9.7%	13 (0)	0 (0)	8 (0)	385 (0)	79 (0)	82 (0)	39 (0)	37 (0)	148 (0)	619 (1)
小田原	本年	35 (0)	10 (0)	36 (2)	15 (0)	33 (0)	20 (0)	17.6%	6.1%	13 (0)	0 (0)	16 (1)	191 (0)	34 (0)	30 (0)	19 (0)	34 (0)	74 (0)	326 (3)
小田原	前年	41 (0)	20 (0)	45 (3)	9 (0)	40 (0)	17 (0)	4.7%	23 (0)	0 (0)	13 (0)	213 (0)	37 (0)	45 (0)	12 (0)	29 (0)	90 (0)	361 (3)	
厚木	本年	179 (0)	51 (0)	49 (2)	24 (0)	195 (1)	137 (1)	-5.5%	14.9%	58 (0)	0 (0)	2 (0)	469 (0)	109 (0)	95 (0)	45 (0)	44 (0)	176 (0)	918 (3)
厚木	前年	192 (3)	50 (0)	62 (0)	28 (0)	226 (1)	145 (1)	14.6%	81 (0)	0 (0)	6 (0)	482 (2)	124 (1)	82 (0)	43 (0)	45 (0)	188 (1)	996 (6)	
相模原	本年	112 (0)	43 (0)	40 (0)	13 (0)	92 (0)	68 (0)	-16.0%	12.5%	24 (0)	0 (0)	7 (0)	279 (1)	63 (0)	57 (0)	37 (0)	28 (1)	94 (0)	543 (1)
相模原	前年	109 (0)	45 (0)	57 (2)	19 (0)	113 (2)	81 (2)	12.6%	32 (0)	0 (0)	4 (0)	340 (0)	100 (0)	69 (0)	25 (0)	45 (0)	101 (0)	642 (4)	
横浜西	本年	56 (0)	18 (0)	84 (2)	24 (0)	74 (0)	71 (0)	10.7%	3 (0)	0 (0)	4 (0)	420 (0)	95 (0)	129 (0)	42 (0)	32 (0)	122 (0)	662 (2)	
横浜西	前年	50 (0)	15 (0)	80 (1)	38 (0)	98 (0)	86 (0)	-17.4%	11.7%	12 (0)	0 (0)	7 (0)	459 (0)	113 (0)	151 (0)	37 (0)	34 (0)	124 (0)	732 (1)
合 計	本年	889 (3)	276 (1)	603 (15)	284 (0)	951 (5)	738 (5)	-10.5%	213 (0)	32 (2)	96 (4)	4,191 (10)	941 (2)	928 (0)	468 (0)	453 (4)	1,401 (4)	7,046 (39)	
前 年 同 期	本年	965 (6)	309 (0)	680 (12)	272 (0)	1,067 (6)	770 (6)	-4.2%	10.2%	297 (0)	30 (0)	87 (1)	4,417 (9)	1,018 (2)	1,035 (0)	400 (0)	479 (3)	1,485 (4)	7,518 (34)
前年比 (休業) (率)	-76	-33	-77	12	-116	-32	-4.2%	-4.4%	-32	-84	2	9	-226	-77	-107	68	-26	-472	-6.3%

注1) 休業4日以上の死傷者数(データは労働者死傷病害報告による)、()内は、死者者数で内数(データは死亡災害速報による)

注2) 当該発生状況は、令和7年1月1日から労働者死傷病害報告の電子申請化に伴い、從来の統計締日を一部変更していることにご留意ください。

注3) 交通運輸事業は、「鉄道・軌道・水運・航空業」、「道路旅客運送業」および「その他の運輸交通業」をいいます。

広告

神交共 安全情報・事故事例

No.220

死角から出てきた車と衝突！

総賠償額240万円

事故の状況

普通貨物車を運転しているAは、丁字路交差点を右折したところ、右方からバス停で乗降させているバスの側方を通過してきたBと衝突した。

運転者の話

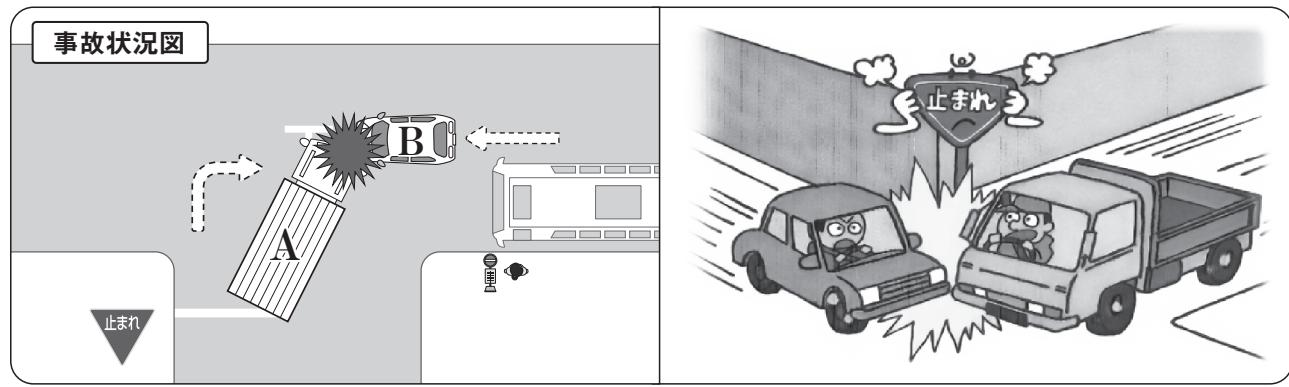
一時停止して左右を確認した際、右側にバスが停車していて死角になっていましたが、右方に車は見えなかつたので、左側に注意を払いながら右折した所、バスの側方から通過してきたBと衝突してしまいました。

事故防止のポイント

この事故の原因是、交差点を右折する際、停車しているバスで死角があったにも関わらず、十分な安全確認を行わず右折してしまったことです。

死角は見ようとしなければ見えません。右左折時は、一方だけに気をとられないようにし、首や上体を動かして、周囲の安全確認を徹底し、ゆっくりと注意しながら運転しましょう。

交差点およびその付近を進行する際、他の車や歩行者・自転車などに気を配り、特に見通しが悪い場合は、何段階かに分けて停止しながら進行し、出会い頭による交差点事故を防止しましょう。



～コメントリー運転で事故防止～

“右よし！ 左よし！” “交差点 注意！” など、
声に出すコメントリー運転を実践しましょう。



2月 の安全推進重点項目は、

交差点事故の防止
～「出会い頭」に注意～
です。

2月 の安全運転推進スローガン

まず止まれ
死角に人が
自転車が

神奈川県自動車交通共済協同組合にご加入ください

私たちは、トラック運送事業者の皆様に、“安心”的自動車共済・自賠責共済と“安全”的事故防止事業を通じて、皆様の事業運営の一助となるよう共に歩みを進めている組合です。

交通共済の特徴

自賠責共済セット契約割引

対人共済契約に、自賠責共済をセット契約いただくと、対人共済掛金から一定額を割引いたします。

Gマーク割引（安全性優良事業所認定割引）

Gマークの認定を得ている組合員のご契約に際しては、一定条件のもと共済掛金を割引いたします。

神交共ロードサービス

当組合契約車両が所定のロードサービスをご利用の場合、1回のご利用毎に20万円を限度にご負担いたします。（自己負担金5万円あり）

配当金の還元

事業利益が生じた年度は組合員の皆様に還元しています。昭和55年度から令和4年度までの配当金総額は60億円にもなります。

対人事故の場合の「臨時費用」、自損事故の場合の「特別費用」、車両事故の場合の「搬送費用」など、組合独自の費用共済金があります。

安心と安全を無料でご提供!!

（ご加入いただくと全て無料でご利用いただけます）

安全運転トレーニングセンター

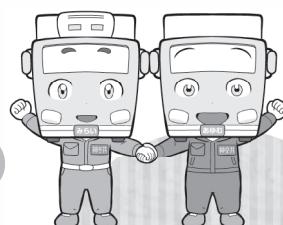
輸送安全規則に基づく「特別指導講習」

輸送安全規則に基づく「特別適性診断」

可搬型事故防止機器

運転者講習会の講師派遣

事故防止メールマガジン配信



全国トラック交通共済協同組合連合会
(交協連)のCMが放映中!



お問い合わせは業務部契約課宛にご連絡をお願いします!!

TEL. 045-475-2007 / FAX. 045-475-2009 E-mail : keiyaku@shinkokyo.or.jp

 神奈川県自動車交通共済協同組合

詳しくはこちらから 



広告

YAKO

WRECKER ROAD SERVICE

❖最高品質ロードサービス

—— 故障・事故 365日24時間出動 ——

- ☆普通車・中型～大型トラック・バス・トレーラー 対応可能
- ☆レッカー車・サービスカー 37台常時待機
- ☆日野自動車・いすゞ自動車・UDトラックス・三菱ふそう 各保険・リース提携 JHRネットワークサービス株式会社加盟
- ☆首都高速道路・NEXCO東日本・各社協定 保険切替え可能

各営業所案内

- 本社(鶴見区)
- 横浜湾岸営業所(神奈川区)
- 東京支店(大田区新蒲田)
- 麻布営業所(港区三田)



(有)矢向自動車工業

TEL(045)581-2815

〒230-0001 横浜市鶴見区矢向1-5-39
URL <http://www.carclap.co.jp>
E-MAIL yako@carclap.co.jp



広告

全国トラック事業グループ保険 (災害保障特約付団体定期保険)

■問合せ先 総務部 経理課 TEL 045-471-5511



2018年度
給付実績

保険金・給付金	件 数	金 額
死亡保険金または高度障害保険金	30件	67,700千円
障害給付金	2件	3,400千円
入院給付金	24件	約2,988千円



医師による診査はなく
(簡単な告知のみ)
加入申込み手続は
簡単です!

ご加入の際には、パンフレットにて
詳細を必ずご確認ください。

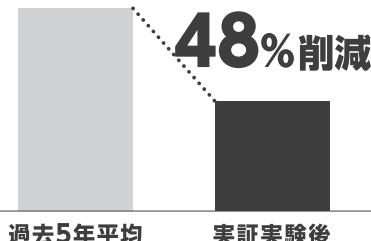


広告

テレコムAIドライブレコーダーサポートプログラム <https://dr-license.jp/>**Dr:ライセンス** NEW!運転中のスマホ操作なども
イベント撮影できる**AIで運送事業者の交通事故削減をサポート。****最大48%の事故削減効果を実証**

※10万走行kmあたりの事故発生件数。また、効果は実証実験での参考値です。

トラック500台

**Dr:ライセンスとは?**

Dr:ライセンスイメージキャラクター

AIの画像認識技術と危険検知アルゴリズムにより、脇見運転・一時停止違反・車間距離不足など今までのドライブレコーダーでは測定することが難しかった「軽度のリスク運転行動」についてAIが気づきを与え運転行動の改善へと導く交通事故削減支援サービスです。

今まで見過ごされていた「脇見」や「車間距離不足」などを確認することができます。



脇見



車間距離不足



一時不停车



速度超過



急加速



急減速



急ハンドル



前方衝突警報



車間距離警報

後付けできる衝突防止補助システム**モービルアイの警告情報が事務所のデジタコ画面で確認できます。****ヒヤリハット**

- クラウド型運行支援サービスにより、モービルアイの警報、位置情報もリアルタイムに把握。

- 各種帳票を作成するツールとモービルアイが連携、効率的に運用可能。

- 安全運転指導を強力にサポート。



DTS-D2D

DTS-G1D

違反・ヒヤリハットの警報情報も事務所にタイムリーに通知します

**Mobileye 570**

**速度超過にも対応した
6つの警報で追突事故を防止**



追突警報



低速時追突警報



車間警報



車線逸脱警報



歩行者警報

株式会社 テレコム 東京本社

〒143-0006 東京都大田区平和島4-1-23 JSプログレビル11階

●お電話でのお問い合わせは

TEL:03-3762-5091●ホームページからのお問い合わせは <https://www.telcom-net.co.jp/contact.html>

広告

神奈川県トラック協会・全日本トラック協会 指定研修施設



総合交通安全センター

ドライビングアカデミー小田原

トラック協会指定研修

- ◆ 1日研修（1日間）
- ◆ 一般研修（2日間）
- ◆ 特別研修（3日間）

※いずれも安全教育訓練促進助成対象コースです。



国土交通省認定

運行管理者講習

- ◆ 一般講習・基礎講習…（貨物・旅客）

適性診断

- ◆ 初任診断、一般診断・適齢診断・特定診断 I

運行管理者講習日程

- ◆ 一般講習（貨物） 令和8年2月19日、3月26日

お申し込みは小田原ドライビングスクールHPからお願いします。

※上記以降の日程は順次小田原ドライビングスクールHPでお知らせします。

テールゲートリフター

荷役作業特別講習

テールゲートリフターの操作に係る特別教育が義務化！

※ 講習日程等はドライビングアカデミー小田原HPでご確認ください。

(右のQRコードをご利用ください。)



運営 小田原ドライビングスクール

住所 小田原市蓮正寺540-2

電話 0465-36-1215

FAX 0465-37-4603

ホームページURL

<http://odawara-ds.com/>



広告

神奈川県公安委員会指定

飛鳥 Driving College ドライビングカレッジ川崎



安全研修センター

ドライバーの育成(免許取得・初任診断)から運行管理者講習までワンストップ対応



国土交通省認定

適性診断

日曜・祝日の他、平日の夜も診断実施

日々の業務に支障なく受診することが可能

- ・初任診断
- ・適齢診断
- ・特定診断 I
- ・一般診断



国土交通省認定

運行管理者講習

飛鳥ドライビングカレッジならではの交通心理士によるアドバイスを含めた講習内容

- ・貨物（基礎講習・一般講習）・旅客（基礎講習・一般講習）



企業研修

交通心理士を中心とした講師陣が研修を担当
各企業様のニーズに応えた研修を実施

- ・新入社員研修
- ・事故者向け再教育
- ・出張講義 等



ドライバー養成・育成

業務に必要な様々な車種をラインナップ
企業様ごとに最適な免許取得スケジュールをご提案

- ・普通・大型・大型特殊・けん引・普通二種・大型二種

お問い合わせはこちらまで

適性診断・運行管理者講習はWEBからご予約が可能です

安全研修センターWEBサイト

飛鳥ドライビングカレッジ川崎 安全研修センター直通

〒210-0025 神奈川県川崎市川崎区下並木97
京浜急行本線・JR南武線 八丁畷駅より徒歩2分

① 044-380-5510 FAX 044-380-6610



<https://aska-stc.co.jp/>

神奈川県トラック協会 会員事業者様

適性診断貸出用機器のお知らせ

自社で
一般診断
受診できます

いつでも!



《ご利用料金》

一般診断手数料 **2,400円／人**

運搬費用 **お客様負担**

機器ご利用料金 **1,100円／日**

※ナスバにて機器のご利用期間及び受診者数に応じた請求書を月ごとに発行いたします。
※指定の期日までお支払いください。

《ご利用の流れ》

1 ご利用契約

2 機器の搬送

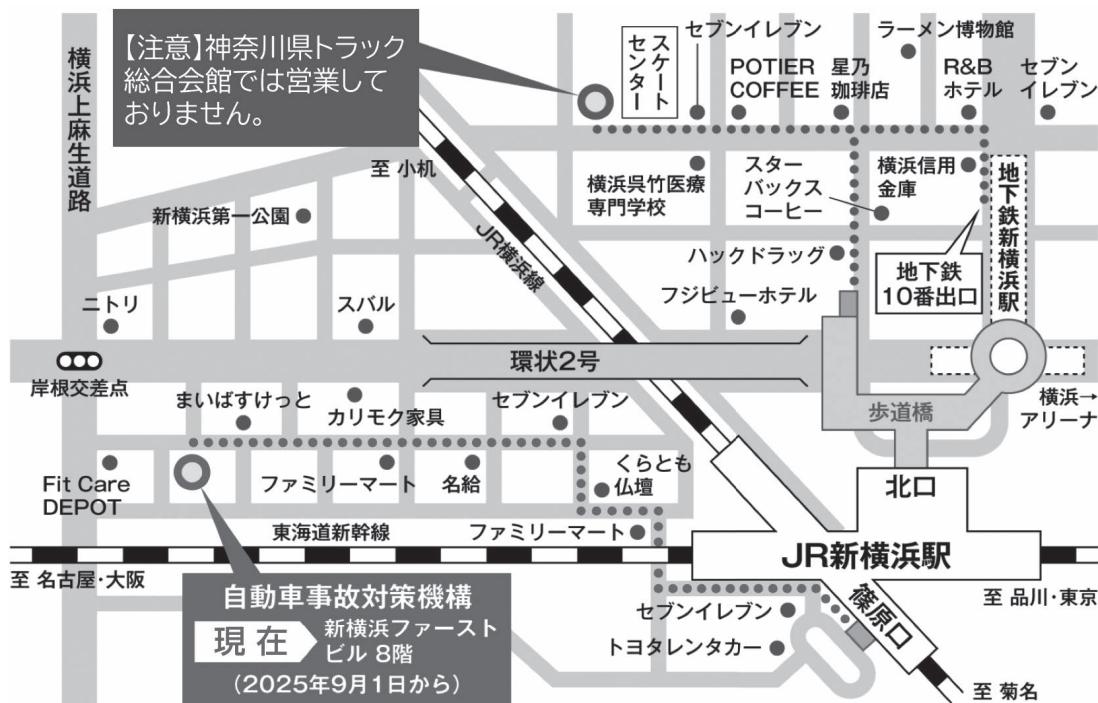
3 ご都合の良い時間に受診

4 機器の返却

5 受診料金等のご精算

ナスバ神奈川支所移転のお知らせ

この度、当支所はトラック総合会館の大規模改修に伴い、事務所を移転し、令和7年9月1日月曜日より移転先事務所にて業務を開始いたしました。引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。



ナスバ(独立行政法人自動車事故対策機構) 神奈川支所

横浜市港北区新横浜1-2-1 新横浜ファーストビル8階 TEL 045-471-7401 FAX 045-471-7405

運行管理者等基礎講習・一般講習のご案内

○ご予約はインターネット（<https://ks-yoyaku.nasva.go.jp/>）からお願ひいたします。携帯電話、スマートフォンからもご予約いただけます。

携帯電話・スマートフォンの方はコチラ



基礎講習

開催日	会場	会場住所	予約開始日
2月17日(火)～2月19日(木)	かわさき保育会館	川崎市川崎区渡田新町3-2-8	11月1日(土)

一般講習 ※会場名に（動画）と記載のものは録画映像により受講する**動画視聴方式**です。

開催日	会場	会場住所	予約開始日
2月26日(木)	厚木商工会議所	厚木市栄町1-16-15	11月1日(土)
2月27日(金)	厚木商工会議所	厚木市栄町1-16-15	11月1日(土)
3月5日(木)	かわさき保育会館	川崎市川崎区渡田新町3-2-8	12月1日(月)
3月6日(金)	かわさき保育会館	川崎市川崎区渡田新町3-2-8	12月1日(月)
3月12日(木)	かながわ労働プラザ	横浜市中区寿町1-4	12月1日(月)
3月13日(金)	かながわ労働プラザ	横浜市中区寿町1-4	12月1日(月)

支所内開催

開催日	会場	会場住所	予約開始日
月初を除く平日開業日 (2月は6,12,13,20日のみ実施) ※3月は開催しません	NASVA神奈川支所（動画）	横浜市港北区新横浜1-2-1 新横浜ファーストビル8F	原則開催月 3カ月前より

※詳細についてはインターネット講習予約システムよりご確認ください。

なお、お申し込みの際は業態（貨物・旅客）をお間違いのないようご注意ください。

【お問合せ先】

独立行政法人自動車事故対策機構 神奈川支所 指導講習担当
横浜市港北区新横浜1-2-1 新横浜ファーストビル8F
電話番号：045-471-7401

一般・基礎の講習がいつでもどこでも受けられるeナスバの受講もご検討ください。

【eナスバに関するお問い合わせ先】（ご注意）各都道府県に所在する支所ではご対応できません。

担当：安全指導部 指導講習グループ 電話番号 03-5608-7641 03-6853-7690

受付時間：9:00～17:00（土日祝日、年末年始等除く）

eメール：e-nas.info@nasva.go.jp



※今年度予約に関しましては、2月8日で終了します。

来年度（6月から）のご受講をお願いいたします。（予約は4月から可能です）



MEMO

MEMO

2026 2月の星占い

2月 ★ February

おひつじ座

3.21~4.19

Aries



活力が増し、積極的に動くことでチャンスをつかめる流れ。新しい挑戦に踏み出すと成果が得られます。周囲の協力を得ながら進めると成功率が上がります。スピード感を大切にして吉。

おうし座

4.20~5.20

Taurus



安定と変化のバランスを取ることがテーマ。現状を守り、小さな改善を積み重ねると運が開けます。信頼できる人との協力が成果を生む時期。柔軟さと堅実さを併せ持つ姿勢が重要です。

ふたご座

5.21~6.21

Gemini



人間関係が活発になり、交流の中で新しい学びや刺激を得られます。自分の意見を明確に伝えると信頼度がアップ。即断即決より、情報を精査してから動くと安定した成果につながります。

かに座

6.22~7.22

Cancer



感情が揺れやすい時期ですが、無理に抑えず素直に表現することが運を呼びます。家族や親しい人との交流が心を安定させるでしょう。小さな優しさが巡り巡って大きな支えを実感。

しし座

7.23~8.22

Leo



自己表現が輝き、周囲から注目を集めやすい時。自信を持った行動が成果に。ただし独りよがりには注意。協力や感謝を忘れなければ、大きな成果と信頼を同時に手にできるでしょう。

おとめ座

8.23~9.22

Virgo



几帳面さと計画性が役立ち、課題が効率よく進む時期。小さなことにも丁寧に取り組む姿勢が評価されます。健康管理や生活習慣の改善にもツキあり。バランスを整えることで運気が安定。

てんびん座

9.23~10.23

Libra



対人運が高まり、新しい出会いや交流アップ。相手を尊重しながらも自分の意見を大切にすることが成功のカギ。協調性を發揮すれば、信頼とチャンスを同時に手に入れられるでしょう。

さそり座

10.24~11.22 Scorpio



探究心が高まり、物事の深い部分に迫れる時。粘り強く取り組むことで成果をつかめます。信頼関係を築く動きも活発化。自分の感情に正直になると、人のつながりが一層強まります。

いて座

11.23~12.21 Sagittarius



冒険心が高まり、新しい挑戦にツキあり。学びや旅行が刺激となり、自分の可能性を広げます。自由な発想が成功のカギ。大胆な行動と柔軟な対応を心がけると大きな成果が手に入ります。

やぎ座

12.22~1.19

Capricorn



責任感が求められる場面が多い時期。地道な努力が認められ、信頼を得られます。焦らず丁寧に取り組むことが成果のカギ。来るべき変化に備えた準備を進めるのに適した流れです。

みずがめ座

1.20~2.18 Aquarius



自由な発想が運を呼ぶ時。新しいアイデアや企画が注目されやすい流れです。仲間との協力が大きな力に。自分らしさを貫くことで未来につながる成果を得られるチャンスがあります。

うお座

2.19~3.20

Pisces



感性が冴え、創造的な活動や人との交流が実りやすい時期。無理に流れに逆らわず、自分の直感を信じて行動すると吉。癒しや休息の時間を大切にすると、次の飛躍の力が養われます。

神奈川トラック時報 第799号 令和8年2月1日

- 発行所 一般社団法人 神奈川県トラック協会 〒222-8510 横浜市港北区新横浜2-11-1 TEL.045(471)5511 FAX.045(471)9055
- 編集発行人 広報委員長 伊藤保義
- 編集委員 秋元伸介、大門ヒロ子、茅野宏行、隆志 学、飯島知徳、遠藤康介、佐野聰子、今野杏圭、村石久美
- 購読料1部 100円（本紙の購読料は月会費に含まれております）
- Cover Photo : 犀 司郎

新時代の旗手となれ

未来を切り拓く情熱と挑戦力

(一社)神奈川県トラック協会

青年部会 会員大募集

(一社)神奈川県トラック協会 青年部会は2025年で設立から36年が経ちます。

今なお設立からの諸先輩方の熱い思いを胸に124名が活動を行っております。

青年部会活動は、主として次代の運送業界を担う若手経営者または後継者並びに幹部社員の研鑽の場とし、会員企業の発展と会員の資質向上を図り、兼ねて社会一般の福祉増進に資することを目的としております。



※本紙には重要な項目が含まれておりますので、社内回覧などをお願いいたします。

回覧											

